

茨城町第4次障害者基本計画
茨城町第7期障害福祉計画
茨城町第3期障害児福祉計画

令和6年3月

茨 城 町

あいさつ

国においては「障害者総合支援法」のもと、誰もが地域の一員としてともに生きる社会である「地域共生社会」の実現を目指し、様々な公的サービスの充実が進められてきました。

このような中、障がいのある方を取り巻く環境は変化しており、個々のニーズも多様化してきました。特に、近年高まってきた障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者の希望する生活を実現するため、令和4年に「障害者総合支援法」の改正が行われました。

本町におきましては、「茨城町第3次障害者基本計画・茨城町第6期障害福祉計画・茨城町第2期障害児福祉計画」を令和3年3月に策定し、全ての町民が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指してまいりましたが、計画期間が満了することを受け、「茨城町第4次障害者基本計画・茨城町第7期障害福祉計画・茨城町第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画は国、県の計画に基づきながら、町の基本理念として掲げてきた「だれもがともに支え、ともに暮らせる、うるおいのある生活を送れるまち」を継承して策定いたしました。内容は5つの基本目標に基づき、障がいのある方が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会参加を営めるよう、障がい者福祉施策を推進することとしております。

今後、この計画をもとに関係機関との連携を図りながら、障がい者施策の推進に努めてまいりますので、引き続き町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査等にご協力いただきました町民の皆様をはじめ、慎重なるご審議をいただきました茨城町障害者基本計画等策定委員会の皆様、並びに関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。



令和6年3月

茨城町長 **小林 宣夫**

目次

第1章 計画策定に当たって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	4
5 計画策定の方法	4
6 茨城県の方針	4
7 国の動向	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	
1 人口・世帯	8
2 障害者手帳等の所持者数等	10
3 地域資源の状況	19
4 アンケート調査結果	24
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	44
2 計画の基本目標	45
3 施策体系	47
第4章 障害者基本計画	
基本目標1 思いやりと助け合いの心づくり	48
基本目標2 地域での自立した生活を支援する体制づくり	53
基本目標3 健康で生き生きと暮らせる環境づくり	60
基本目標4 一人ひとりの個性と可能性を育てる仕組みづくり	64
基本目標5 安全で安心して暮らせる地域づくり	69
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	
1 成果目標（令和8年度末の目標）	72
2 障がい福祉サービス等の必要量の見込	78
3 地域生活支援事業の必要量の見込	87
4 サービス見込量確保のための方策	92
第6章 計画の推進	
1 計画の推進体制	94
2 計画の進行管理	95
参考資料	
1 茨城町障害者基本計画等策定委員会設置要綱	96
2 茨城町障害者基本計画等策定委員会委員名簿	98
3 計画の策定スケジュール、策定経緯について	99

※障がいと障害の使い分け：前後の文脈から人や人の状態を表す場合は「障がい」とし、法令や条例等に基づく制度や公式文書、固有名詞、専門用語として漢字が適切な場合「障害」としました。

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年、障がいのある人の高齢化、障がいの重度化、精神疾患の患者の増加などが進行し、障がい者施策のニーズは多様化しているといわれています。

国においては、令和元年に「障害者活躍推進プラン」が公表されるとともに、視覚障害者等の読書環境の整備に向けた読書バリアフリー法の施行、令和2年には障害者雇用促進法の改正、令和3年には障害者差別解消法の改正とバリアフリー法の改正、そして令和4年には障害者総合支援法、障害者雇用促進法、精神保健福祉法、児童福祉法及び難病法が相次いで改正されるとともに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法の施行が行われました。

茨城県では平成27年4月に、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる茨城県づくりを目指し「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が施行されました。また、令和3年3月に「第2期新しいばらき障害者プラン 改定版 茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画・茨城県障害児福祉計画」が策定されました。

本町では、「茨城町第3次障害者基本計画」「茨城町第6期障害福祉計画」「茨城町第2期障害児福祉計画」が令和5年度で計画期間満了を迎えることから、障がいのある人を取り巻く環境や障がいのある人自身の意識の変化、法令改正への適切な対応などを踏まえ、病気や障がいの有無に関わらず、全ての町民が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指し、令和6年度を初年度とする「茨城町第4次障害者基本計画」「茨城町第7期障害福祉計画」「茨城町第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、「障害者基本法」の規定に基づいて、障がい者関係団体、事業者団体、地方公共団体等との連携・協力を得て作成する障がい者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画」と、「障害者総合支援法」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画である「障害福祉計画」及び「障害福祉計画」と一体のものとして作成する「障害児福祉計画」を同時・並行して検討することにより、全てが調和のとれた計画として策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠法令及び概要

① 茨城町第4次障害者基本計画

「障害者基本法」第11条第3項で市町村に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、障がい者が地域で生きがいをもって豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

障がい者が地域の中で共に暮らす社会を実現するためには、市町村が地域における行政の中核機関として、都道府県等の支援を受けながら、市町村に配置されている福祉施設等のサービス機関や、国及び都道府県の所管する機関などとの総合的な連携体制を構築する必要があります。

「市町村障害者計画」において盛り込むべき内容は、大きく分けて「①基本的考え方」「②現状と問題点の把握」「③体系化された施策と相互の連携方策」「④各種施策の課題・目標と具体的な方策」「⑤計画の推進体制やフォロー体制」などとなっています。

② 茨城町第7期障害福祉計画

「障害者総合支援法」第88条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定します。

「市町村障害福祉計画」は、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的としています。

本計画に盛り込むべき内容は、大きく分けて「①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項」「②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談事業又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み」「③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」などとなっています。

③ 茨城町第3期障害児福祉計画

「児童福祉法」第33条の20第1項に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定します。

「市町村障害児福祉計画」は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制及び円滑な実施を確保することを目的としています。

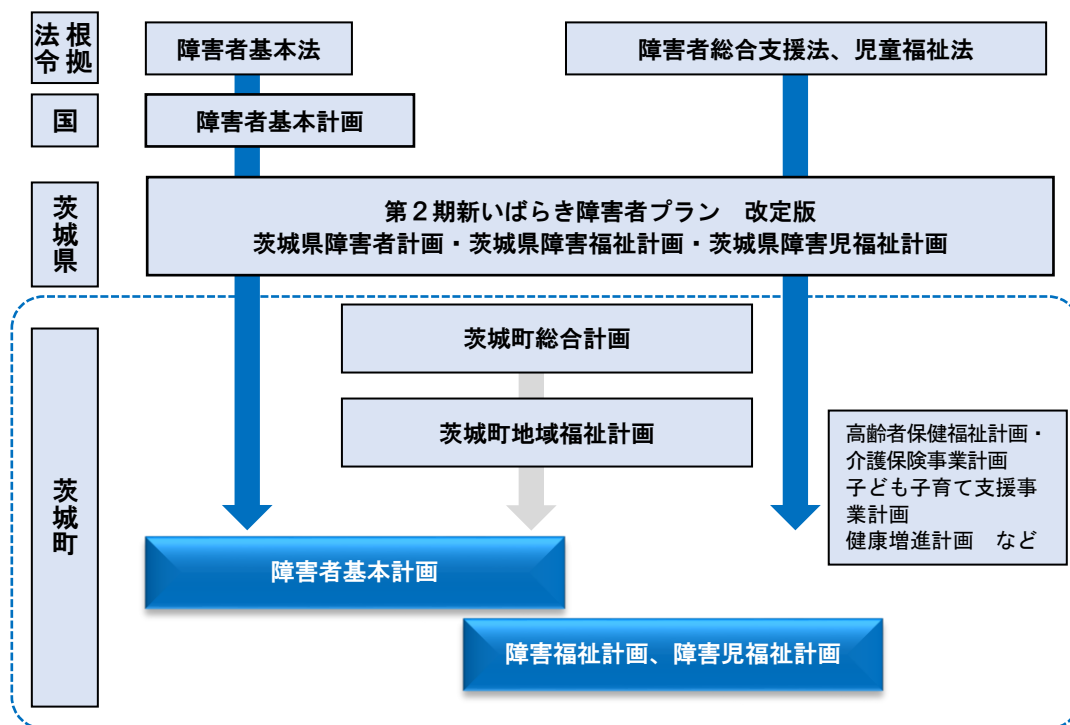
本計画に盛り込むべき内容は、大きく分けて「①障害児通所支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項」「②各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み」などとなっています。

(2) 法令、他の計画との関係

本町の上位計画である「茨城町第6次総合計画」・「茨城町地域福祉計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、茨城県の計画との整合性を図り、策定しています。

本計画は、町の障がい福祉サービス等の具体的な数値を定めた計画であり、町の障がい者福祉の大綱を示す「障害者基本計画」と総合的に推進を図ります。

【法令、他の計画との関係】



3 計画の期間

計画期間は、「第4次茨城町障害者基本計画」は、令和6年度から令和11年度までの6か年計画とし、「第7期茨城町障害福祉計画」及び「第3期茨城町障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画とします。ただし、国の障がい者福祉政策の見直し等があった場合や、社会情勢の変化やニーズに対応するため、必要に応じ、計画を見直します。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
茨城町 障害者基本計画	第3次			第4次					
茨城町 障害福祉計画	第6期			第7期			次期計画		
茨城町 障害児福祉計画	第2期			第3期			次期計画		

4 計画の対象

本計画の主たる対象は、「障害者基本法」第2条、「障害者総合支援法」第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障がい、発達障がいなどの障がい者（児）です。ただし、具体的な施策・事業の対象となる障がい者の範囲は、個別の法令の規定等により異なります。

本計画の主たる対象者は上記のとおりですが、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すという理念においては、あらゆる町民の理解と協力が必要であることから、全町民を計画の対象とします。

5 計画策定の方法

本計画の策定に当たり、下記に掲げる方法等により、障がい福祉関係者、学識経験者、町民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

（1）障がいのある人の現状を把握するための実態調査の実施

障がいのある人のニーズや生活状況等を把握するため、町内にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の方を対象としたアンケート調査を実施しました。

（2）策定委員会の開催

社会全体で障がい福祉に対する取組を行っていく必要があるため、行政機関だけでなく、医療・障がい福祉に関する団体、障がい者施設事業者、関係機関の代表者、学識経験者等で構成された「茨城町障害者基本計画及び茨城町障害福祉計画策定委員会」を開催し、計画策定の協議・検討等を行いました。

（3）パブリックコメントの実施

地域住民の参加は今後ますます重要となっていくことから、広く町民の意見を聴取し、計画に反映するよう、パブリックコメントを実施しました。

6 茨城県の方針

茨城県では、令和2年度に、「第2期新しいばらき障害者プラン 改定版」を策定しています。

この計画は、「ノーマライゼーション」と「完全参加」の基本理念を実現するために、3つの視点と15の項目を施策に掲げ、それぞれ現状の課題を分析し、今後、茨城県が取り組む施策を定めることで、3つの視点である「ひとりひとりが尊重される社会をめざして」、「質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして」、「快適に暮らせる社会をめざして」を目指しており、町の障害者基本計画の基本となるものです。

7 国の動向

(1) 障がい者に関する法律や制度の動向

【障害者支援制度の近年の動向】

年	法律や制度の整備内容（法令名は省略）	国
平成 23（2011）年	障害者基本法の改正	障害者 基本計画 （第2次）
平成 24（2012）年	児童福祉法の改正 障害者虐待防止法の施行	
平成 25（2013）年	障害者総合支援法の施行 障害者優先調達推進法の施行	障害者基本計画 （第3次）
平成 26（2014）年	障害者権利条約の批准	
平成 27（2015）年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行	
平成 28（2016）年	障害者差別解消法の施行 障害者雇用促進法一部施行	
平成 29（2017）年	ユニバーサルデザイン 2020 行動計画	
平成 30（2018）年	障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法の改正 障害者雇用促進法の改正 障害者基本計画（第4次計画） 障害者文化芸術活動推進法の施行	障害者基本計画 （第4次）
令和元（2019）年	障害者活躍推進プラン公表 読書バリアフリー法の施行	
令和2（2020）年	障害者雇用促進法の改正	
令和3（2021）年	障害者差別解消法の改正 バリアフリー法の改正	
令和4（2022）年	障害者総合支援法の改正 障害者雇用促進法の改正 精神保健福祉法の改正 児童福祉法の改正 難病法の改正 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法の施行	

(2) 障害者福祉計画の考え方

我が国においては、障害者自立支援法の施行（平成 18 年）から、障がい者福祉の拡充のためのさまざまな制度改正や環境整備等が進められてきました。平成 26 年に障害者権利条約が批准され、平成 28 年には障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の一部改正など、さまざまな法制度の改正が行われてきました。

現行の国の障害者基本計画（第 4 次）が令和 4 年度で終了することから、令和 5 年 3 月 14 日に閣議決定された障害者基本計画（第 5 次）は、基本法第 11 条第 1 項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置づけられています。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされていることから、これらの計画に沿って基本的な視点を定める必要があります。

(3) 障害者基本計画（第 5 次）

① 基本理念

障害者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを障害者施策の基本的な方向として定めています。

② 基本原則

ア 地域社会における共生等

その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

イ 差別の禁止

障害者差別その他の障害者に対する権利利益の侵害行為が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が求められる。

ウ 国際的協調

国際的な協調の下で共生社会の実現が図られる必要がある。

③ 社会情勢の変化

ア 2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承

イ 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

ウ 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGs の視点）

④ 各分野に共通する横断的視点

ア 条約の理念の尊重及び整合性の確保

イ 共生社会の実現に資する取組の推進

- ・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ・アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進

- ウ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- エ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- オ 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
- カ P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

(4) 基本指針の見直し

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実^{※1}
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進【新設】^{※2}
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

※1 強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

※2 障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図る取組を実施する。

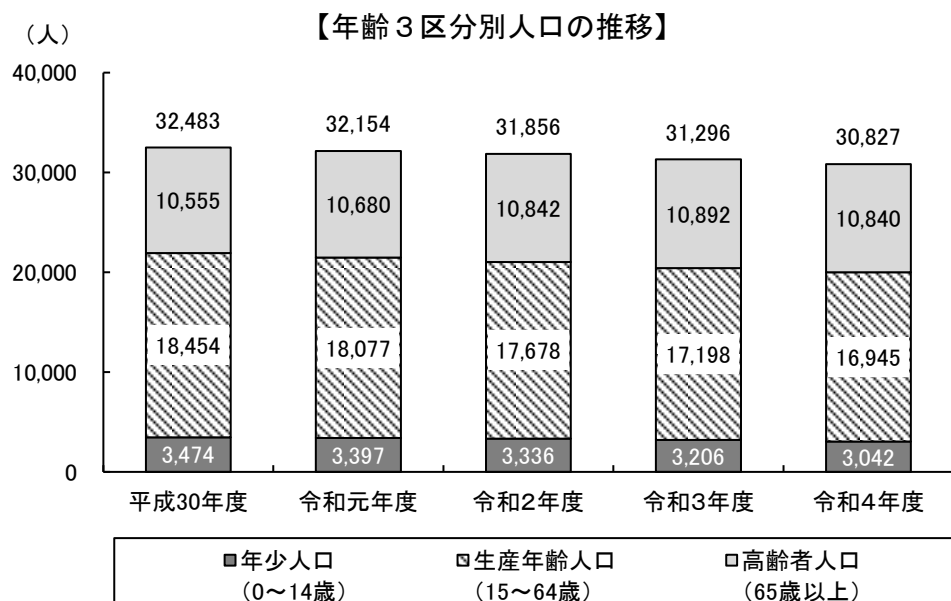
- ・意思疎通支援者の養成
- ・意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む）
- ・遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口・世帯

(1) 人口の状況

本町の総人口は、令和4年度末（令和5年3月31日）現在30,827人で、平成30年度から1,656人減少しています。また、年齢別の人口をみると、年少人口と生産年齢人口は減少しているのに対し、高齢者人口は増加傾向にあり、少子・高齢化の進展がうかがえます。



(単位：人)

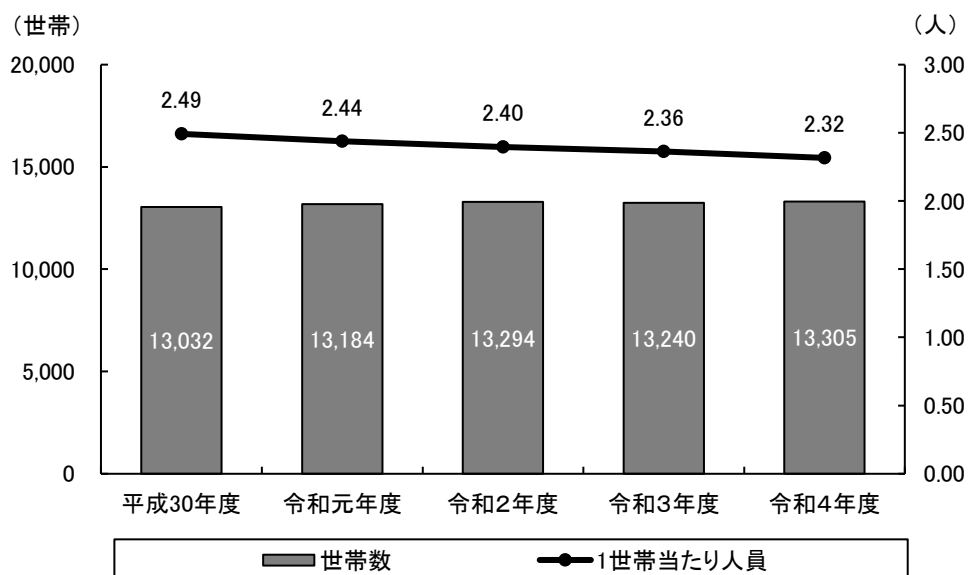
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	32,483	32,154	31,856	31,296	30,827
年少人口 (0~14歳)	3,474	3,397	3,336	3,206	3,042
生産年齢人口 (15~64歳)	18,454	18,077	17,678	17,198	16,945
高齢者人口 (65歳以上)	10,555	10,680	10,842	10,892	10,840

資料：住民基本台帳（各年度末現在）

(2) 世帯の状況

世帯数は令和4年度末現在で13,305世帯となっており、増加が続いています。1世帯当たり人員は緩やかに減少しており、令和4年度末には2.32人となっています。

【世帯数及び1世帯当たり人員の推移】



(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数	13,032	13,184	13,294	13,240	13,305
1世帯当たり人員	2.49	2.44	2.40	2.36	2.32

資料：住民基本台帳（各年度末現在）

2 障害者手帳等の所持者数等

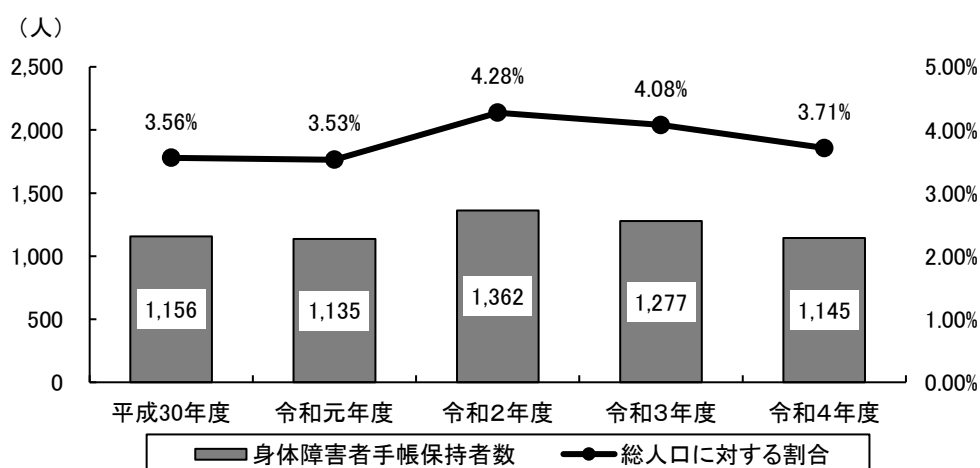
(1) 身体障がい者

身体障害者手帳所持者は、令和2年度をピークに減少傾向で推移しています。

等級別の推移では、各年ともに「1級」の占める人数が多く、いずれの等級もおおむね減少傾向となっています。

また、部位別では、各年ともに「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」が多くなっています。

【身体障害者手帳所持者数及び割合の推移】



(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年齢別	18歳未満	19	18	25	24	20
	18歳以上	1,137	1,117	1,337	1,253	1,125
等級別	1級	415	403	512	471	409
	2級	188	181	192	186	175
	3級	160	168	214	201	183
	4級	278	274	325	305	269
	5級	58	53	54	51	50
	6級	57	56	65	63	59
部位別	視覚障がい	65	60	63	62	59
	聴覚・平衡機能障がい	105	102	115	107	101
	音声・言語・そしゃく機能障がい	12	12	8	8	7
	肢体不自由	575	560	621	585	541
	内部障がい	399	401	555	515	437
合計		1,156	1,135	1,362	1,277	1,145
総人口に対する割合		3.56%	3.53%	4.28%	4.08%	3.71%

資料：町社会福祉課（各年度末現在）

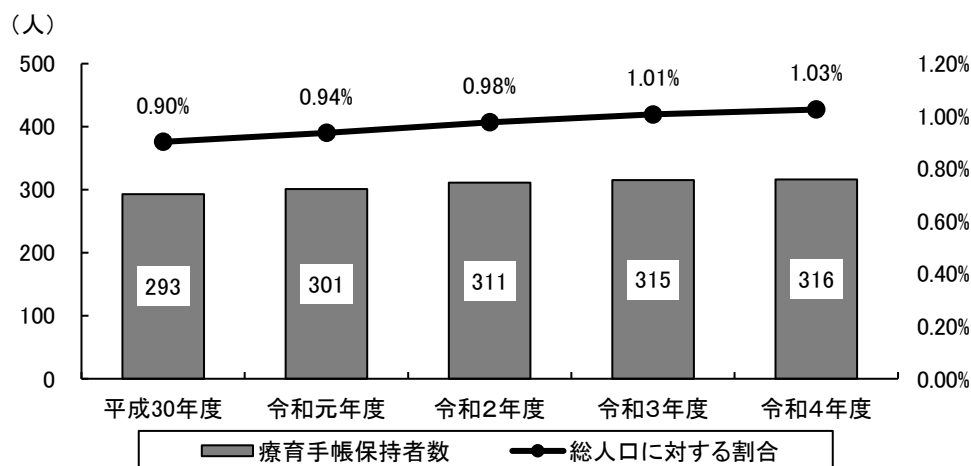
(2) 知的障がい者

療育手帳所持者は、増加傾向で推移しており、令和4年度は、平成30年度に比べ23人増加の316人となっています。

程度別の推移では、A（重度）を除いておおむね増加傾向となっています。

また、令和4年度末現在の程度別をみると、C（軽度）が最も多くなっています。

【療育手帳所持者数及び割合の推移】



(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年齢別	18歳未満	54	49	47	47	49
	18歳以上	239	252	264	268	267
程度別	㊤	59	64	68	68	72
	A	78	73	71	75	71
	B	74	82	85	88	86
	C	82	82	87	84	87
合計		293	301	311	315	316
総人口に対する割合		0.90%	0.94%	0.98%	1.01%	1.03%

資料：町社会福祉課（各年度末現在）

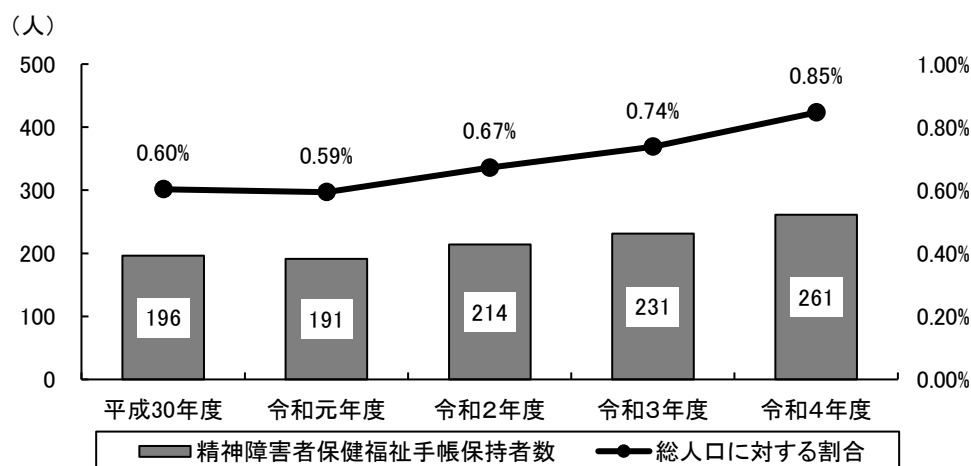
(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和4年度は、平成30年度に比べ65人増加の261人となっています。

等級別の推移では、いずれの区分も増加傾向となっています。

また、令和4年度末現在の等級別をみると、2級が最も多くなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移】



(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年齢別	18歳未満	3	1	2	2	6
	18歳以上	193	190	212	229	255
等級別	1級	29	31	28	33	34
	2級	113	115	131	132	151
	3級	54	45	55	66	76
合計		196	191	214	231	261
総人口に対する割合		0.60%	0.59%	0.67%	0.74%	0.85%

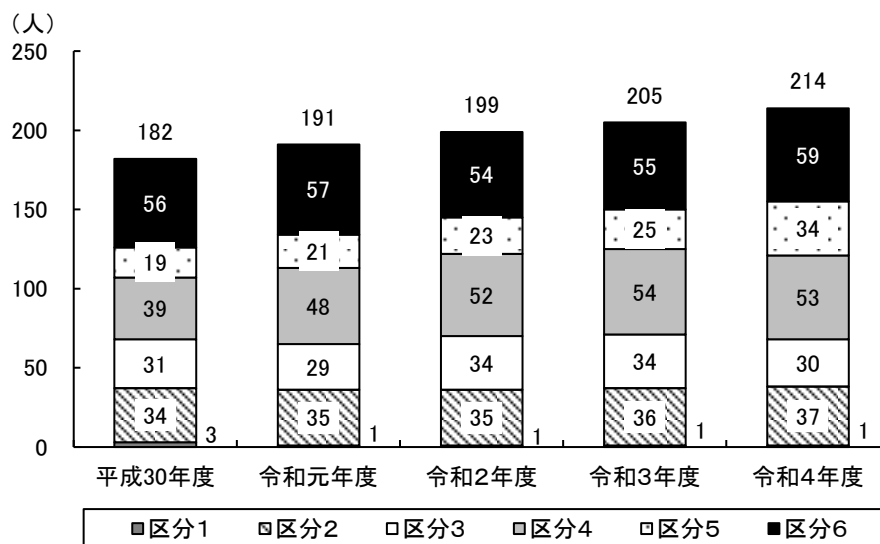
資料：町社会福祉課（各年度末現在）

(4) 障害支援区分

障害支援区分認定者数は、増加傾向で推移しており、令和4年度は、平成30年度に比べ32人増加の214人となっています。

区分別の推移では、特に区分5で増加の割合が大きくなっています。

【障害支援区分認定者数の推移】



(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	3	1	1	1	1
区分2	34	35	35	36	37
区分3	31	29	34	34	30
区分4	39	48	52	54	53
区分5	19	21	23	25	34
区分6	56	57	54	55	59
合計	182	191	199	205	214

資料：町社会福祉課（各年度末現在）

(5) 発達障がい

発達障がいとは、平成17年4月に施行された発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されています。

発達障がいのある人は、発達障害者支援法をはじめ、障害者の雇用促進に関する法律、障害者基本法、障害者総合支援法などにおいて支援の対象として位置づけられています。

【主な発達障がい】

○自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障がい（ASD）

これまで広汎性発達障がいというカテゴリーのもと、アスペルガー症候群、高機能自閉症、早期幼児自閉症、小児自閉症、カナー型自閉症などさまざまな名称で記述されていたものは、平成25年に出版されたアメリカ精神医学会の『DSM-5』において、「自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障がい」の診断名の基に統合された。対人関係・社会性やコミュニケーション能力に障がいがあり、物事に強いこだわりがある。また、感覚が異常に過敏（又は鈍感）であったり、柔軟に思考することや変化に対処するのが難しいこともある。

○限局性学習症／限局性学習障がい

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算など特定のものの、習得と使用に著しい困難をきたすさまざまな状態を示すとされる。

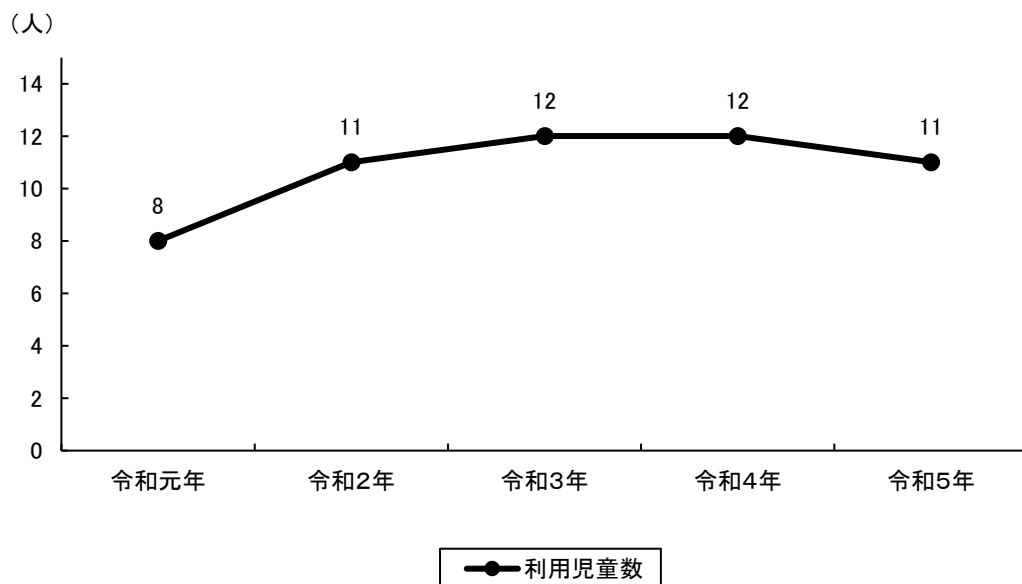
○注意欠如・多動性障がい（ADHD）

年齢や発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものとされる。

発達障がいのある人については、統計がないため町内の対象者を把握することができませんが、発達障がいのある人の中には、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得しており、知的障がいや精神障がいに含まれている人もいます。

なお、本町の児童発達支援の利用児童数の推移をみると、令和2年以降はほぼ横ばいで推移しており、令和5年は11人となっています。

【児童発達支援利用児童数の推移】



(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用児童数	8	11	12	12	11

資料：町社会福祉課（各年4月1日現在）

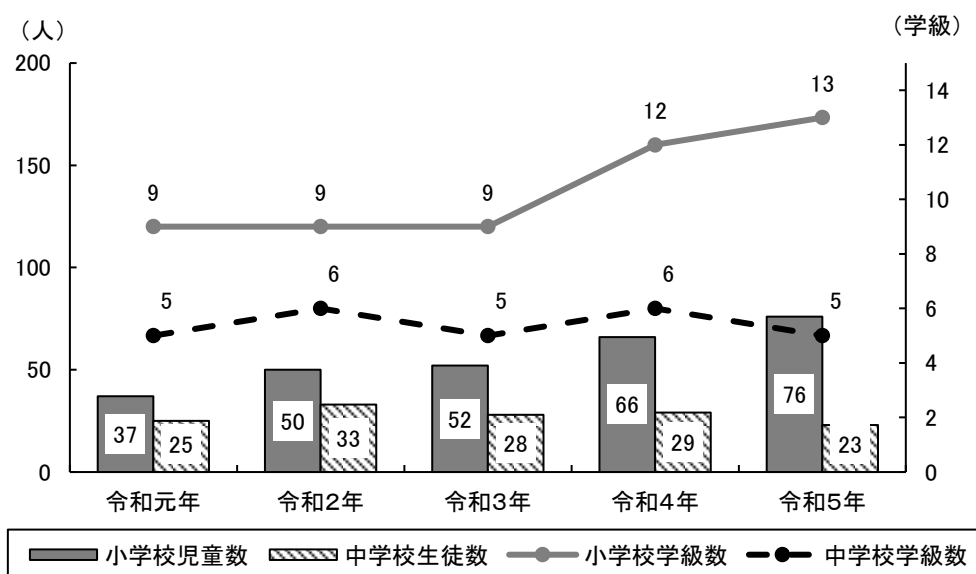
(6) 就学等の状況

本町のここ5年間の特別支援学級の児童生徒数と学級数の推移は以下のとおりであり、小学校の児童数は4年間で2倍以上増加し、中学校の生徒数は23～33人の中で推移しており、それに伴い小学校学級数は増加となっています。

令和5年5月1日現在、本町の小・中学校に設置されている特別支援学級は、18学級（小学校13、中学校5）で、在籍している児童生徒数は、99人（小学校76人、中学校23人）となっています。

また、特別支援学校高等部の在籍者数は、減少傾向で推移していましたが、令和5年は21人と増加に転じました。

【特別支援学級の学級数と児童生徒数の推移】

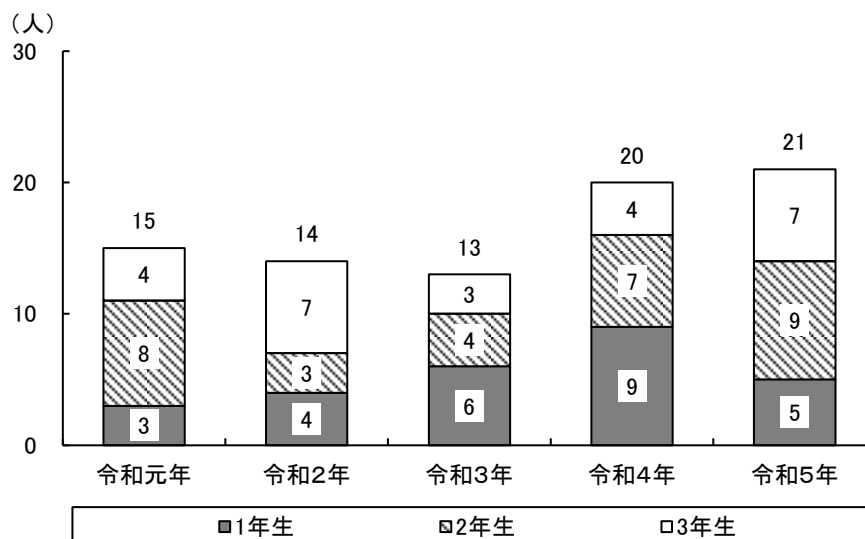


(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校児童数	37	50	52	66	76
中学校生徒数	25	33	28	29	23
小学校学級数	9	9	9	12	13
中学校学級数	5	6	5	6	5

資料：町学校教育課（各年5月1日現在）

【特別支援学校高等部在籍者数の推移（茨城町在籍者のみ）】



（単位：人）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1年生	3	4	6	9	5
2年生	8	3	4	7	9
3年生	4	7	3	4	7
合計	15	14	13	20	21

資料：町社会福祉課（各年5月1日現在）

（7）難病患者

難病対策要綱によると、難病とは、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定められています。これまで、身体障害者手帳の取得が難しいケースが多く、必要な支援が受けられない“制度の谷間”にあった難病患者も、平成25年4月から障害者総合支援法により、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

その後、平成26年5月に難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）が成立し、平成27年1月1日から施行されました。難病のうち、国が定めた基準に該当する330疾患が指定難病とされ、指定難病に係る医療費の助成が行われています。

また、平成26年5月30日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成27年1月1日より児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援制度が施行されました。この制度は、慢性疾患に罹っていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療方法の確立と普及を目的とした研究等に資する医療の給付等を行うものです。平成29年4月1日から、既存の704疾患に18疾患が小児慢性特定疾病として追加されています。

(8) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がいが起きた状態をいいます。

高次脳機能障がいは障がいの表れ方が複雑・多様となります。そのため、その支援に関するニーズも複雑かつ多様であるため、地域の関係する機関が連携して支援する体制の充実が求められています。

(9) 強度行動障がい

強度行動障がいとは、自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の方の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいいます。

3 地域資源の状況

(1) 障がい福祉サービス等提供事業所

町内で障がい者及び障がい児に対する支援やサービスを提供する事業所数は、下表のとおりです。

【障がい福祉サービス提供事業所】

サービス項目	事業所数（か所）	備考
居宅介護	3	
重度訪問介護	2	
同行援護	0	
行動援護	0	
重度障害者等包括支援	0	
生活介護	6	
自立訓練（機能訓練）	0	
自立訓練（生活訓練）	0	
就労移行支援	3	
就労継続支援A型	1	
就労継続支援B型	4	
就労定着支援	0	
療養介護	0	
短期入所（福祉型・医療型）	6	
自立生活援助	0	
共同生活援助	7	
施設入所支援	3	
計画相談支援	3	
地域移行支援	1	
地域定着支援	1	
児童発達支援	3	
医療型児童発達支援	0	
放課後等デイサービス	3	
保育所等訪問支援	1	
居宅訪問型児童発達支援	1	
福祉型児童入所施設・医療型児童入所施設	1	
障害児相談支援	3	

資料：茨城県指定事業所一覧（令和5年4月1日現在）

【(参考) 障がい福祉サービスについて】

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、介護や家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般に関する援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障がい・精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的にを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間、通所施設において、入浴・排せつ・食事等の介護など、必要な日常生活上の支援や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者や難病患者に対して、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者や精神障がい者に対して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、生産活動などの機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題を把握し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院での医療的ケアを必要とし、常に介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などで介護を行うことができない場合に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた相談、緊急時の受入対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の機能をもつ場所のことです。
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、サービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院等からの退所・退院に当たって、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等と併せて、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
福祉型児童入所支援、 医療型児童入所支援	施設等に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障がい児に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、重症心身障がい児及びその家族が地域で生き生きと暮らせるよう支援を行います。

サービス名	内容
ペアレントメンター	発達障がいの子どもの育てた保護者が、その育児経験を生かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。

(2) 地域生活支援事業

町内で地域生活支援事業を提供している事業所は以下のとおりです。

【地域生活支援事業提供事業所の状況】

【必須事業】

事業項目	事業所数（か所）	備考
理解促進研修・啓発事業	0	
自発的活動支援事業	0	
相談支援事業	1	
成年後見制度利用支援事業	0	
成年後見制度法人後見支援事業	0	
意思疎通支援事業	0	町内には事業所なし (水戸市内の事業所に委託)
日常生活用具給付等事業	0	
手話奉仕員養成研修事業	1	
移動支援事業	2	
地域活動支援センター機能強化事業	0	

【任意事業】

事業項目	事業所数（か所）	備考
訪問入浴サービス	0	
日中一時支援	2	

【(参考) 地域生活支援事業について】

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むための、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がい者、保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことで、自立した日常生活又は社会生活が行えるようにします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者等の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を

サービス名	内容
	支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人（以下「聴覚障がい者等」という。）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体・知的・精神障がい児・者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な表現技術などを習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がいのある人を支援します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	一般就労が難しい障がい者に創作活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

（３）相談支援

障がいに関する町内の相談支援事業所は下表のとおりです。

【相談支援事業所】

事業所区分	事業所数（か所）	備考
指定一般相談支援事業所	1	
指定特定相談支援事業所	3	
指定障害児相談支援事業所	3	

資料：茨城県指定事業所一覧（令和5年4月1日現在）

4 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、令和6年4月からの「茨城町障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定に当たり、町民の状況・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

② 調査方法

調査目的を踏まえ、国の基本モデル調査票をベースとして、調査を実施しました。調査票の配布・回収は、郵送により実施しました。

③ 調査期間

令和5年8月14日～8月29日

④ 調査種別と回収結果

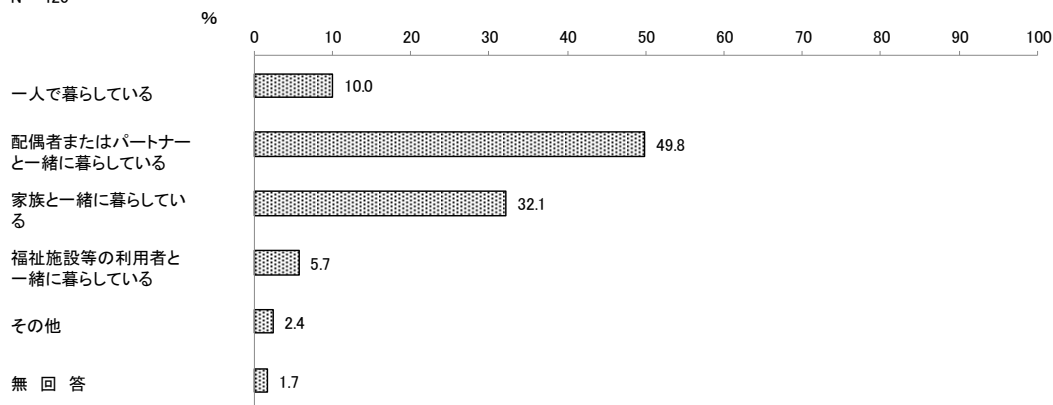
対 象	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給証を所持する茨城町に住所がある方の中から無作為に抽出	1,000 票	420 票	42.0%

(2) 調査結果

① 一緒に暮らしている方の有無

「配偶者またはパートナーと一緒に暮らしている」が50%と多く、次いで「家族と一緒に暮らしている」が32%、「一人で暮らしている」が10%となっています。

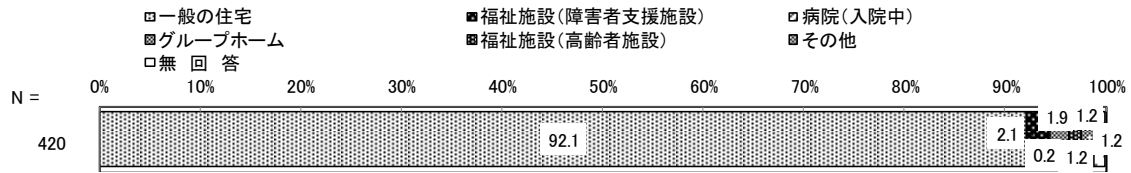
N = 420



		合計	一人で暮らしている	配偶者またはパートナーと一緒に暮らしている	家族と一緒に暮らしている	福祉施設等の利用者と一緒に暮らしている	その他	無回答
全体		420	10.0	49.8	32.1	5.7	2.4	1.7
年齢別	10歳未満	6	-	-	100.0	-	-	-
	10～19歳	19	-	-	94.7	5.3	-	-
	20～29歳	32	6.3	-	84.4	3.1	3.1	3.1
	30～39歳	45	2.2	11.1	77.8	8.9	2.2	-
	40～49歳	30	10.0	20.0	60.0	6.7	3.3	3.3
	50～59歳	42	16.7	28.6	38.1	9.5	2.4	4.8
	60～69歳	77	13.0	71.4	13.0	5.2	1.3	-
	70～79歳	141	11.3	81.6	2.1	2.8	2.8	0.7
性別	80歳以上	21	14.3	61.9	4.8	9.5	4.8	4.8
	無回答	7	-	42.9	14.3	28.6	-	14.3
	男性	234	10.3	50.4	30.8	6.0	3.0	1.3
	女性	176	9.7	48.9	33.5	5.7	1.7	2.3
障がい種別	答えたくない	7	14.3	28.6	57.1	-	-	-
	無回答	3	-	100.0	-	-	-	-
	身体障がい	297	11.8	64.3	18.2	3.7	2.4	1.3
	知的障がい	74	1.4	5.4	73.0	16.2	2.7	1.4
	精神障がい	61	11.5	21.3	63.9	3.3	-	3.3
	難病	39	17.9	53.8	23.1	5.1	-	-
	発達障がい	51	3.9	-	80.4	15.7	-	-
	強度行動障がい	18	-	5.6	44.4	44.4	-	5.6
高次脳機能障がい	19	5.3	52.6	31.6	10.5	5.3	5.3	
無回答	22	4.5	50.0	22.7	9.1	4.5	9.1	

② 暮らしている場所

「一般の住宅」が92%と大半を占めています。

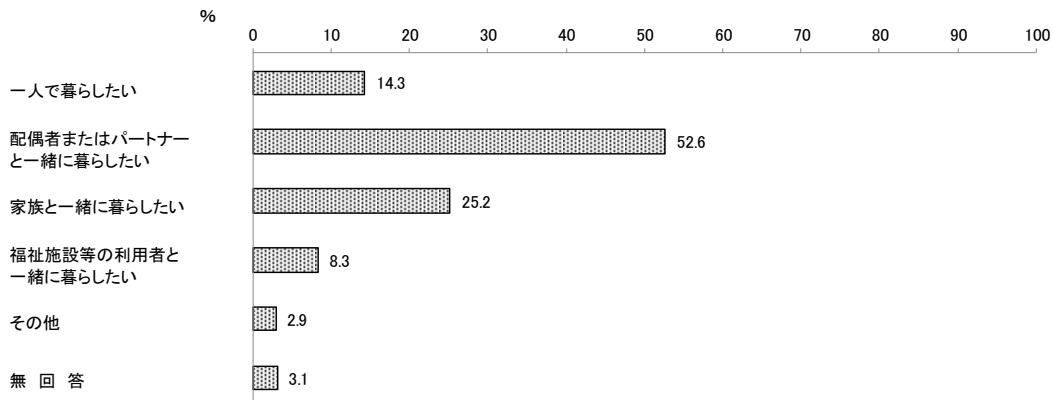


		合計	一般の住宅	福祉施設(障害者支援施設)	病院(入院中)	グループホーム	福祉施設(高齢者施設)	その他	無回答
全体		420	92.1	2.1	0.2	1.9	1.2	1.2	1.2
年齢別	10歳未満	6	100.0	-	-	-	-	-	-
	10～19歳	19	94.7	-	-	-	-	5.3	-
	20～29歳	32	90.6	3.1	-	-	-	3.1	3.1
	30～39歳	45	91.1	-	-	8.9	-	-	-
	40～49歳	30	86.7	6.7	-	-	-	3.3	3.3
	50～59歳	42	85.7	4.8	-	4.8	-	4.8	-
	60～69歳	77	94.8	5.2	-	-	-	-	-
	70～79歳	141	96.5	-	0.7	0.7	1.4	-	0.7
	80歳以上	21	85.7	-	-	4.8	4.8	-	4.8
無回答	7	57.1	-	-	-	28.6	-	14.3	
性別	男性	234	91.9	2.6	0.4	1.3	1.3	1.3	1.3
	女性	176	92.0	1.7	-	2.8	1.1	1.1	1.1
	答えたくない	7	100.0	-	-	-	-	-	-
	無回答	3	100.0	-	-	-	-	-	-
障がい種別	身体障がい	297	94.6	1.3	0.3	0.7	1.3	1.0	0.7
	知的障がい	74	79.7	9.5	-	5.4	-	4.1	1.4
	精神障がい	61	93.4	-	-	3.3	-	-	3.3
	難病	39	94.9	5.1	-	-	-	-	-
	発達障がい	51	84.3	11.8	-	2.0	-	2.0	-
	強度行動障がい	18	50.0	33.3	-	11.1	-	5.6	-
	高次脳機能障がい	19	84.2	-	-	-	10.5	5.3	-
	無回答	22	81.8	-	-	4.5	4.5	-	9.1

③ 一緒に暮らしたい方の有無

「配偶者またはパートナーと一緒に暮らしたい」が53%と多く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」が25%、「一人で暮らしたい」が14%となっています。

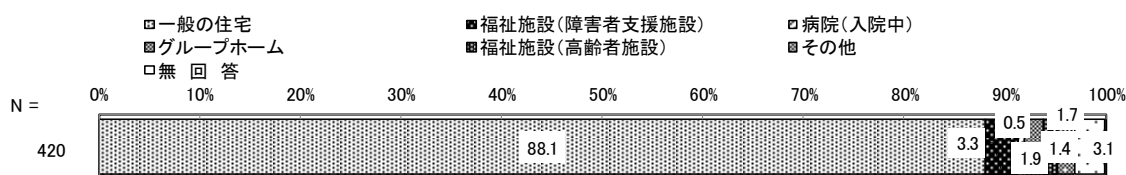
N = 420



		合計	一人で暮らしたい	配偶者またはパートナーと一緒に暮らしたい	家族と一緒に暮らしたい	福祉施設等の利用者と一緒に暮らしたい	その他	無回答
全体		420	14.3	52.6	25.2	8.3	2.9	3.1
年齢別	10歳未満	6	-	-	100.0	-	-	-
	10～19歳	19	21.1	10.5	57.9	26.3	10.5	-
	20～29歳	32	18.8	6.3	65.6	3.1	6.3	3.1
	30～39歳	45	20.0	20.0	60.0	11.1	2.2	-
	40～49歳	30	20.0	26.7	50.0	10.0	3.3	3.3
	50～59歳	42	23.8	33.3	28.6	11.9	2.4	7.1
	60～69歳	77	10.4	72.7	11.7	5.2	1.3	2.6
	70～79歳	141	10.6	80.9	1.4	5.7	1.4	2.1
	80歳以上	21	9.5	61.9	9.5	9.5	9.5	9.5
	無回答	7	-	42.9	14.3	28.6	-	14.3
性別	男性	234	13.7	52.6	23.5	10.3	2.1	3.8
	女性	176	15.3	52.3	26.7	5.7	4.0	2.3
	答えたくない	7	14.3	42.9	57.1	14.3	-	-
	無回答	3	-	100.0	-	-	-	-
障がい種別	身体障がい	297	14.1	66.3	13.1	5.7	2.0	3.0
	知的障がい	74	2.7	9.5	68.9	20.3	4.1	1.4
	精神障がい	61	27.9	24.6	44.3	6.6	1.6	6.6
	難病	39	20.5	59.0	17.9	2.6	-	2.6
	発達障がい	51	13.7	5.9	64.7	25.5	2.0	-
	強度行動障がい	18	-	5.6	38.9	44.4	16.7	-
	高次脳機能障がい	19	10.5	57.9	26.3	5.3	5.3	-
	無回答	22	13.6	50.0	13.6	13.6	9.1	9.1

④ 暮らしたい場所

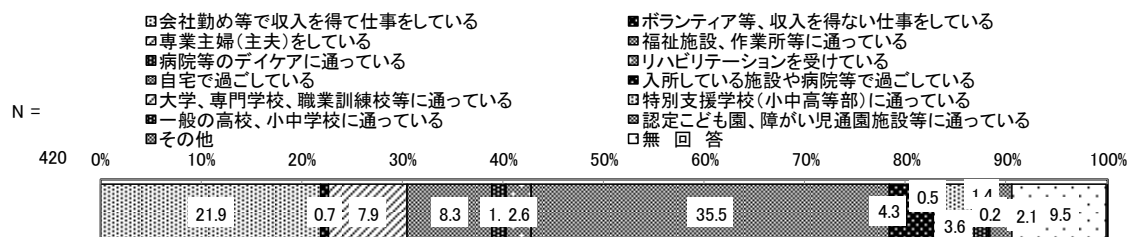
「一般の住宅」が88%と大半を占めています。



		合計	一般の住宅	福祉施設 (障害者支援施設)	病院(入院中)	グループ ホーム	福祉施設 (高齢者施設)	その他	無回答
全体		420	88.1	3.3	0.5	1.9	1.4	1.7	3.1
年齢別	10歳未満	6	100.0	-	-	-	-	-	-
	10～19歳	19	73.7	15.8	-	-	-	5.3	5.3
	20～29歳	32	90.6	-	-	-	-	6.3	3.1
	30～39歳	45	86.7	-	-	8.9	-	2.2	2.2
	40～49歳	30	80.0	6.7	-	-	-	3.3	10.0
	50～59歳	42	85.7	4.8	2.4	4.8	-	2.4	-
	60～69歳	77	94.8	3.9	-	-	-	-	1.3
	70～79歳	141	92.2	2.8	0.7	1.4	0.7	-	2.1
	80歳以上	21	76.2	-	-	-	14.3	-	9.5
無回答		7	42.9	-	-	-	28.6	14.3	14.3
性別	男性	234	87.2	5.1	0.4	1.7	1.3	0.9	3.4
	女性	176	89.2	1.1	0.6	2.3	1.7	2.3	2.8
	答えたくない	7	100.0	-	-	-	-	-	-
	無回答	3	66.7	-	-	-	-	33.3	-
障がい種別	身体障がい	297	90.9	2.7	0.7	1.0	1.0	1.3	2.4
	知的障がい	74	79.7	10.8	-	5.4	-	-	4.1
	精神障がい	61	86.9	1.6	-	1.6	-	4.9	4.9
	難病	39	97.4	2.6	-	-	-	-	-
	発達障がい	51	80.4	15.7	-	2.0	-	-	2.0
	強度行動障がい	18	44.4	27.8	5.6	11.1	-	11.1	-
	高次脳機能障がい	19	89.5	-	5.3	-	5.3	-	-
	無回答	22	68.2	-	-	4.5	13.6	-	13.6

⑤ 平日の日中の過ごし方

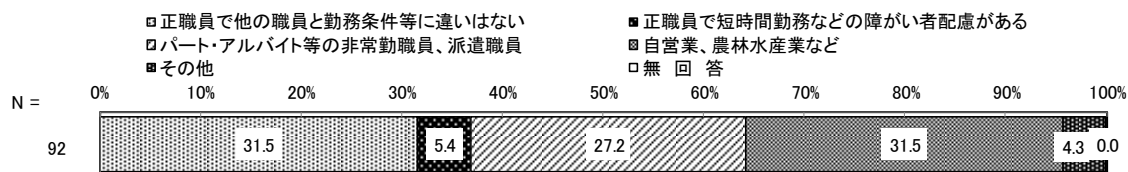
「自宅で過ごしている」が36%と多く、次いで「会社勤め等で収入を得て仕事をしている」が22%、「福祉施設、作業所等に通っている」「専業主婦(主夫)をしている」がともに8%となっています。



	合計	会社勤め 等で収入 を得て仕 事をして いる	ボランティ ア等、収入 を得ない 仕事をして いる	専業主婦 (主夫)を している	福祉施設、作業 所等に通 っている	病院等の デイケア に通って いる	リハビリテ ーションを 受けてい る	自宅で過 ごしてい る	
全体	420	21.9	0.7	7.9	8.3	1.4	2.6	35.5	
年齢別	10歳未満	6	-	-	-	-	-	-	
	10～19歳	19	5.3	-	-	-	-	-	
	20～29歳	32	34.4	-	-	40.6	3.1	3.1	6.3
	30～39歳	45	24.4	2.2	6.7	22.2	-	2.2	35.6
	40～49歳	30	26.7	-	-	23.3	3.3	-	30.0
	50～59歳	42	42.9	-	4.8	-	-	4.8	21.4
	60～69歳	77	26.0	-	11.7	3.9	-	3.9	40.3
	70～79歳	141	15.6	1.4	11.3	-	0.7	2.1	49.6
	80歳以上	21	4.8	-	9.5	4.8	9.5	4.8	47.6
	無回答	7	-	-	14.3	14.3	14.3	-	28.6
性別	男性	234	24.8	0.4	0.4	6.8	2.1	3.0	37.6
	女性	176	17.6	1.1	17.6	10.2	0.6	1.7	33.5
	答えたくない	7	42.9	-	-	14.3	-	14.3	14.3
	無回答	3	-	-	33.3	-	-	-	33.3
障がい種別	身体障がい	297	21.5	1.0	10.1	4.4	1.3	3.4	39.4
	知的障がい	74	9.5	-	1.4	29.7	1.4	-	14.9
	精神障がい	61	24.6	1.6	1.6	13.1	1.6	1.6	44.3
	難病	39	28.2	-	2.6	2.6	-	2.6	43.6
	発達障がい	51	13.7	-	-	21.6	-	-	9.8
	強度行動障がい	18	-	-	-	16.7	-	-	5.6
	高次脳機能障がい	19	15.8	-	-	10.5	-	21.1	31.6
	無回答	22	27.3	-	4.5	-	9.1	-	40.9
	入所して いる施設 や病院等 で過ごし ている	大学、専 門学校、 職業訓練 校等に通 っている	特別支援 学校(小 中高等 部)に通 っている	一般の高 校、小中 学校に通 っている	認定こども 園、障がい 児通園施 設等に通 っている	その他	無回答		
全体	4.3	0.5	3.6	1.4	0.2	2.1	9.5		
年齢別	10歳未満	-	-	66.7	16.7	16.7	-	-	
	10～19歳	-	10.5	57.9	21.1	-	-	5.3	
	20～29歳	6.3	-	-	-	-	6.3	-	
	30～39歳	4.4	-	-	-	-	-	2.2	
	40～49歳	6.7	-	-	3.3	-	3.3	3.3	
	50～59歳	9.5	-	-	-	-	-	16.7	
	60～69歳	3.9	-	-	-	-	1.3	9.1	
	70～79歳	2.1	-	-	-	-	2.8	14.2	
	80歳以上	4.8	-	-	-	-	4.8	9.5	
	無回答	14.3	-	-	-	-	-	14.3	
性別	男性	4.7	-	4.7	0.9	0.4	3.4	10.7	
	女性	4.0	1.1	2.3	2.3	-	-	8.0	
	答えたくない	-	-	-	-	-	-	14.3	
	無回答	-	-	-	-	-	33.3	-	
障がい種別	身体障がい	3.4	0.7	0.3	0.7	-	2.0	11.8	
	知的障がい	13.5	-	20.3	4.1	1.4	1.4	2.7	
	精神障がい	1.6	1.6	-	1.6	-	1.6	4.9	
	難病	5.1	-	2.6	-	-	-	12.8	
	発達障がい	13.7	2.0	25.5	5.9	2.0	3.9	2.0	
	強度行動障がい	38.9	-	16.7	5.6	5.6	5.6	5.6	
	高次脳機能障がい	5.3	-	5.3	-	-	-	10.5	
	無回答	4.5	-	-	-	-	4.5	9.1	

⑥ 勤務形態

「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」「自営業、農林水産業など」がともに32%と多く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が27%となっています。

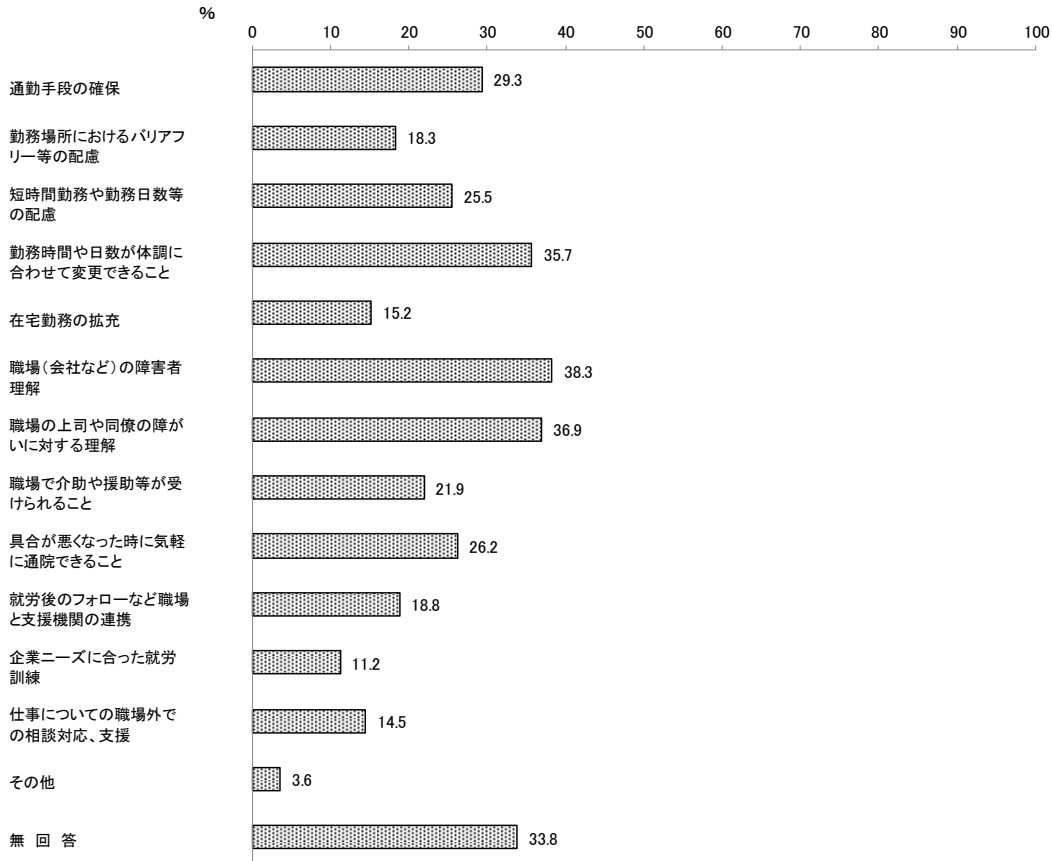


		合計	正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある	パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	自営業、農林水産業など	その他	無回答
全体		420	31.5	5.4	27.2	31.5	4.3	-
年齢別	10歳未満	-	-	-	-	-	-	-
	10～19歳	1	-	-	100.0	-	-	-
	20～29歳	11	36.4	9.1	54.5	-	-	-
	30～39歳	11	27.3	18.2	45.5	9.1	-	-
	40～49歳	8	87.5	-	-	-	12.5	-
	50～59歳	18	61.1	11.1	16.7	5.6	5.6	-
	60～69歳	20	15.0	-	30.0	50.0	5.0	-
	70～79歳	22	4.5	-	18.2	72.7	4.5	-
80歳以上	1	-	-	-	100.0	-	-	
性別	男性	58	31.0	3.4	17.2	43.1	5.2	-
	女性	31	32.3	6.5	45.2	12.9	3.2	-
	答えたくない	3	33.3	33.3	33.3	-	-	-
障がい種別	身体障がい	64	29.7	4.7	20.3	42.2	3.1	-
	知的障がい	7	14.3	28.6	57.1	-	-	-
	精神障がい	15	40.0	-	33.3	13.3	13.3	-
	難病	11	36.4	18.2	18.2	27.3	-	-
	発達障がい	7	71.4	-	28.6	-	-	-
	強度行動障がい	-	-	-	-	-	-	-
	高次脳機能障がい	3	33.3	-	-	66.7	-	-
	無回答	6	50.0	-	50.0	-	-	-

⑦ 障がい者の就労支援として必要なこと

「職場（会社など）の障がい者理解」が38%と多く、次いで「職場の上司や同僚の障がいに対する理解」が37%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が36%となっています。

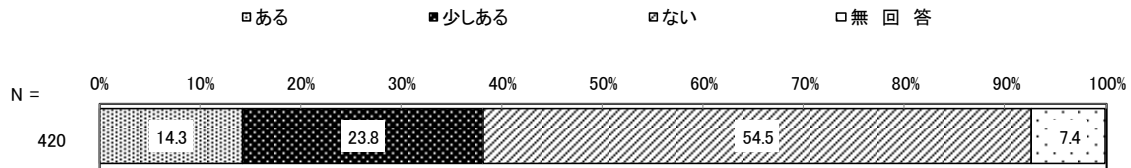
N = 420



		合計	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	在宅勤務の拡充	職場(会社など)の障がい者理解	職場の上司や同僚の障がいに対する理解
全体		420	29.3	18.3	25.5	35.7	15.2	38.3	36.9
年齢別	10歳未満	6	83.3	33.3	50.0	83.3	16.7	100.0	100.0
	10～19歳	19	63.2	15.8	31.6	47.4	21.1	63.2	63.2
	20～29歳	32	43.8	12.5	28.1	40.6	18.8	65.6	68.8
	30～39歳	45	44.4	22.2	37.8	51.1	22.2	62.2	57.8
	40～49歳	30	30.0	16.7	30.0	33.3	23.3	40.0	33.3
	50～59歳	42	28.6	19.0	28.6	40.5	19.0	50.0	50.0
	60～69歳	77	22.1	24.7	28.6	40.3	11.7	36.4	29.9
	70～79歳	141	20.6	15.6	18.4	23.4	11.3	19.1	20.6
	80歳以上	21	14.3	14.3	9.5	33.3	9.5	19.0	19.0
無回答	7	28.6	14.3	14.3	28.6	14.3	28.6	28.6	
性別	男性	234	26.5	17.1	23.9	31.2	13.2	36.8	33.8
	女性	176	32.4	19.9	26.1	39.2	17.6	38.6	39.8
	答えたくない	7	57.1	28.6	57.1	100.0	28.6	100.0	85.7
	無回答	3	-	-	33.3	33.3	-	-	-
障がい種別	身体障がい	297	24.6	20.9	20.9	31.6	13.1	31.0	29.0
	知的障がい	74	55.4	16.2	29.7	41.9	17.6	54.1	54.1
	精神障がい	61	32.8	6.6	36.1	49.2	19.7	52.5	54.1
	難病	39	20.5	33.3	25.6	46.2	23.1	38.5	43.6
	発達障がい	51	60.8	15.7	39.2	43.1	15.7	70.6	70.6
	強度行動障がい	18	50.0	22.2	27.8	27.8	5.6	50.0	44.4
	高次脳機能障がい	19	21.1	31.6	31.6	47.4	15.8	26.3	21.1
	無回答	22	18.2	18.2	27.3	27.3	18.2	27.3	31.8
		職場で介助や援助等が受けられること	具合が悪くなった時に気軽に通院できること	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	企業ニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他	無回答	
全体		21.9	26.2	18.8	11.2	14.5	3.6	33.8	
年齢別	10歳未満	83.3	66.7	66.7	83.3	50.0	-	-	
	10～19歳	52.6	26.3	57.9	26.3	42.1	-	5.3	
	20～29歳	34.4	28.1	28.1	28.1	25.0	9.4	9.4	
	30～39歳	33.3	31.1	26.7	13.3	26.7	6.7	4.4	
	40～49歳	20.0	33.3	26.7	3.3	13.3	-	23.3	
	50～59歳	21.4	33.3	19.0	4.8	19.0	11.9	26.2	
	60～69歳	18.2	26.0	15.6	10.4	9.1	2.6	37.7	
	70～79歳	11.3	18.4	8.5	5.0	5.7	1.4	51.1	
	80歳以上	19.0	33.3	4.8	9.5	4.8	-	57.1	
無回答	28.6	14.3	28.6	28.6	28.6	-	71.4		
性別	男性	20.1	25.2	16.7	9.0	10.7	3.4	32.1	
	女性	23.3	26.1	20.5	14.2	18.2	4.0	36.9	
	答えたくない	57.1	71.4	57.1	14.3	57.1	-	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	66.7	
障がい種別	身体障がい	19.2	22.9	12.5	6.4	9.1	3.7	40.7	
	知的障がい	47.3	33.8	35.1	25.7	28.4	6.8	10.8	
	精神障がい	18.0	34.4	24.6	14.8	23.0	8.2	16.4	
	難病	28.2	38.5	20.5	10.3	17.9	5.1	25.6	
	発達障がい	43.1	31.4	49.0	31.4	35.3	5.9	3.9	
	強度行動障がい	44.4	27.8	27.8	16.7	22.2	5.6	11.1	
	高次脳機能障がい	31.6	26.3	10.5	5.3	5.3	10.5	26.3	
	無回答	18.2	36.4	22.7	13.6	13.6	-	54.5	

⑧ 障がいにより差別や嫌な思いがあったか

「ない」が55%と多く、次いで「少しある」が24%、「ある」が14%となっています。

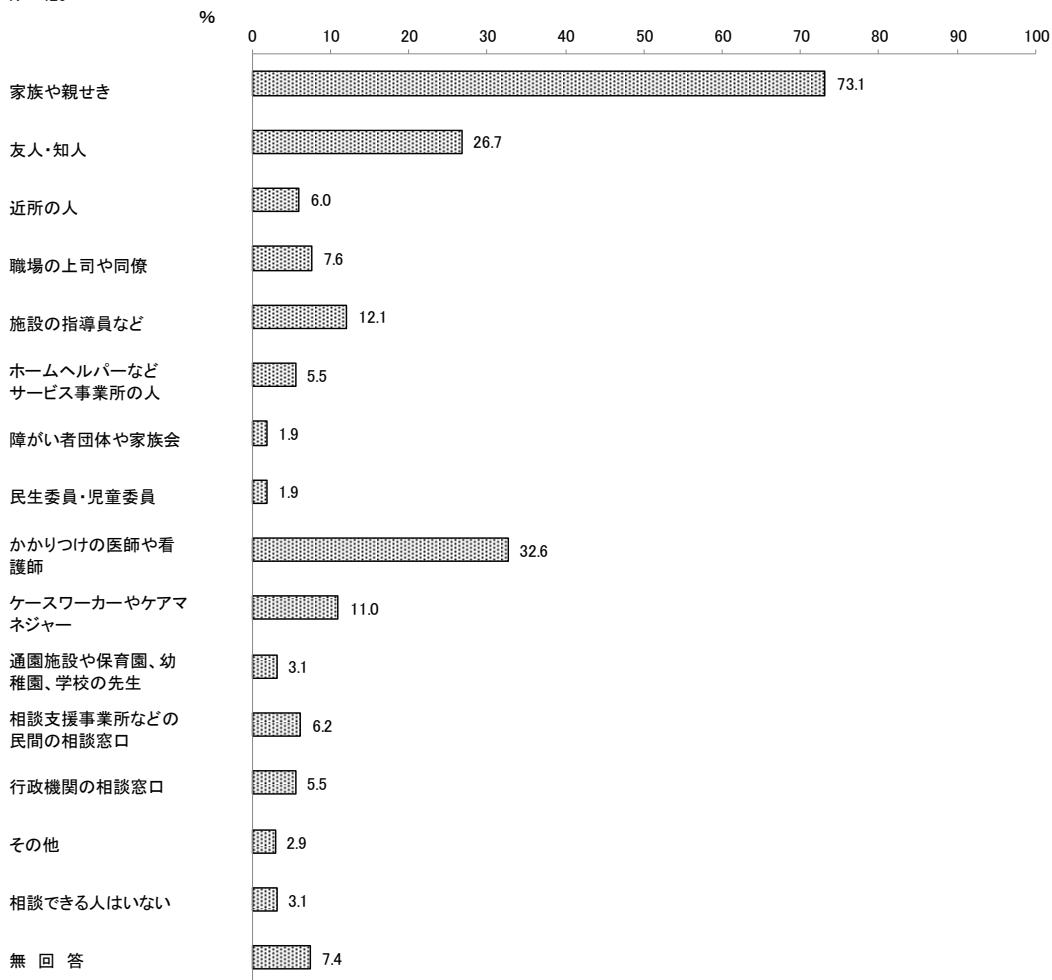


		合計	ある	少しある	ない	無回答
全体		420	14.3	23.8	54.5	7.4
年齢別	10歳未満	6	16.7	66.7	16.7	-
	10～19歳	19	52.6	21.1	21.1	5.3
	20～29歳	32	37.5	28.1	34.4	-
	30～39歳	45	22.2	37.8	40.0	-
	40～49歳	30	13.3	30.0	46.7	10.0
	50～59歳	42	16.7	35.7	38.1	9.5
	60～69歳	77	9.1	26.0	59.7	5.2
	70～79歳	141	5.7	13.5	70.9	9.9
	80歳以上	21	-	9.5	76.2	14.3
無回答	7	14.3	14.3	42.9	28.6	
性別	男性	234	15.0	21.4	56.8	6.8
	女性	176	13.1	26.7	51.7	8.5
	答えたくない	7	28.6	42.9	28.6	-
	無回答	3	-	-	100.0	-
障がい種別	身体障がい	297	11.4	20.2	60.3	8.1
	知的障がい	74	28.4	35.1	31.1	5.4
	精神障がい	61	23.0	29.5	39.3	8.2
	難病	39	12.8	56.4	25.6	5.1
	発達障がい	51	33.3	35.3	29.4	2.0
	強度行動障がい	18	22.2	50.0	16.7	11.1
	高次脳機能障がい	19	15.8	36.8	36.8	10.5
	無回答	22	9.1	13.6	72.7	4.5

⑨ 悩みや困ったことの相談相手

「家族や親せき」が73%と多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が33%、「友人・知人」が27%となっています。

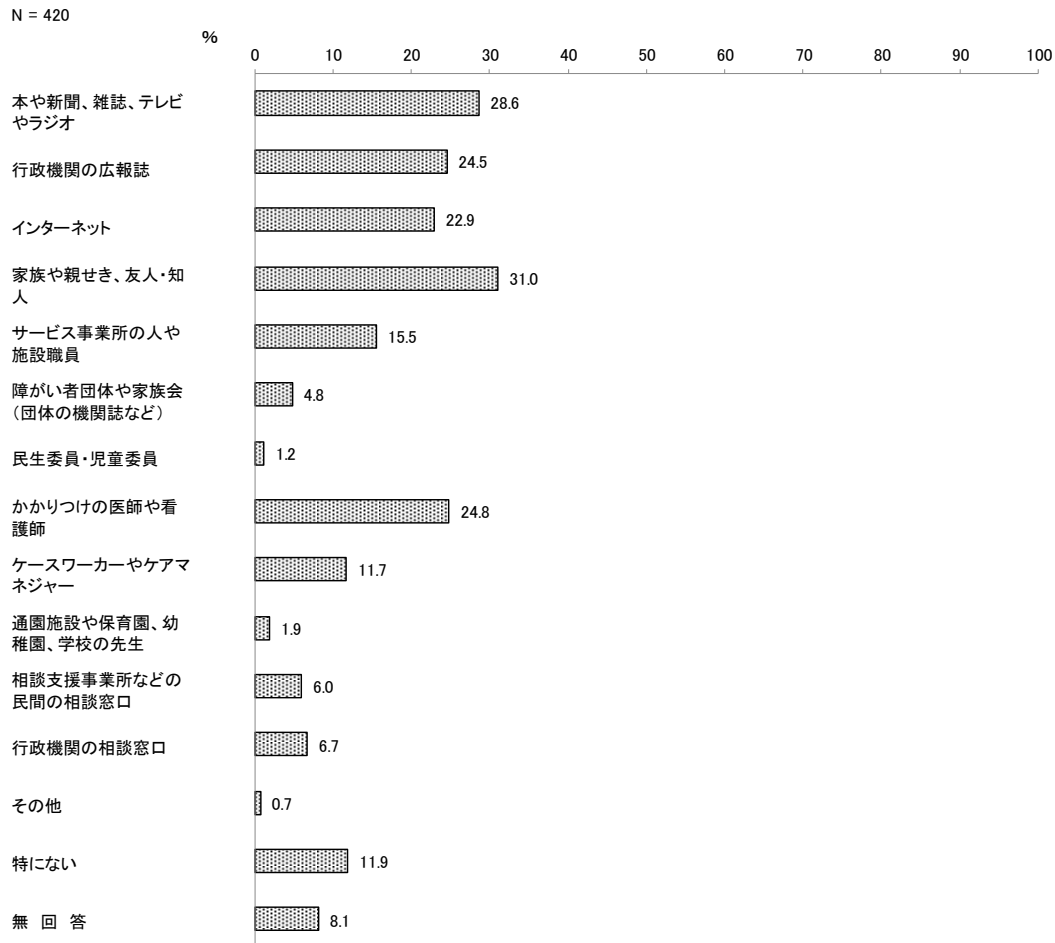
N = 420



		合計	家族や親せき	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	施設の指導員など	ホームヘルパーなどサービス事業所の人	障がい者団体や家族会	民生委員・児童委員
全体		420	73.1	26.7	6.0	7.6	12.1	5.5	1.9	1.9
年齢別	10歳未満	6	83.3	33.3	-	-	33.3	-	-	-
	10～19歳	19	89.5	52.6	-	10.5	31.6	-	-	-
	20～29歳	32	96.9	40.6	6.3	21.9	34.4	9.4	3.1	-
	30～39歳	45	84.4	31.1	4.4	15.6	28.9	6.7	2.2	2.2
	40～49歳	30	66.7	16.7	-	6.7	16.7	-	3.3	-
	50～59歳	42	61.9	31.0	7.1	23.8	4.8	9.5	2.4	-
	60～69歳	77	74.0	32.5	7.8	2.6	6.5	7.8	1.3	1.3
	70～79歳	141	68.8	20.6	5.7	1.4	2.8	2.1	2.1	0.7
	80歳以上	21	57.1	4.8	14.3	-	9.5	19.0	-	19.0
無回答	7	57.1	-	14.3	-	14.3	-	-	14.3	
性別	男性	234	72.6	20.5	5.1	8.1	13.2	5.1	2.1	1.7
	女性	176	72.7	34.1	7.4	6.3	11.4	6.3	1.7	2.3
	答えたくない	7	85.7	57.1	-	28.6	-	-	-	-
	無回答	3	100.0	-	-	-	-	-	-	-
障がい種別	身体障がい	297	71.0	28.3	7.1	5.7	5.4	5.1	2.4	2.0
	知的障がい	74	75.7	21.6	1.4	16.2	43.2	5.4	-	1.4
	精神障がい	61	78.7	19.7	6.6	4.9	13.1	8.2	4.9	3.3
	難病	39	71.8	33.3	10.3	17.9	7.7	10.3	2.6	5.1
	発達障がい	51	82.4	23.5	2.0	9.8	45.1	7.8	-	-
	強度行動障がい	18	50.0	22.2	-	11.1	66.7	5.6	-	-
	高次脳機能障がい	19	63.2	26.3	5.3	-	-	10.5	-	5.3
	無回答	22	59.1	22.7	-	4.5	13.6	9.1	-	4.5
		かかりつけの医師や看護師	ケースワーカーやケアマネジャー	通園施設や保育園、幼稚園、学校の先生	相談支援事業所などの民間の相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	相談できる人はいない	無回答	
全体		32.6	11.0	3.1	6.2	5.5	2.9	3.1	7.4	
年齢別	10歳未満	16.7	-	50.0	-	-	-	16.7	-	
	10～19歳	42.1	5.3	42.1	21.1	5.3	5.3	-	-	
	20～29歳	37.5	6.3	3.1	25.0	12.5	-	-	-	
	30～39歳	42.2	8.9	-	8.9	2.2	4.4	4.4	-	
	40～49歳	33.3	3.3	3.3	13.3	3.3	6.7	10.0	3.3	
	50～59歳	35.7	21.4	-	2.4	7.1	7.1	2.4	9.5	
	60～69歳	31.2	13.0	-	3.9	2.6	1.3	1.3	7.8	
	70～79歳	29.1	9.2	-	1.4	6.4	2.1	2.8	11.3	
	80歳以上	19.0	19.0	-	-	4.8	-	4.8	14.3	
無回答	42.9	28.6	-	-	14.3	-	-	14.3		
性別	男性	35.0	9.0	2.6	6.4	6.4	2.1	2.6	8.5	
	女性	28.4	13.6	4.0	6.3	4.5	4.0	4.0	6.3	
	答えたくない	42.9	14.3	-	-	-	-	-	-	
	無回答	66.7	-	-	-	-	-	-	-	
障がい種別	身体障がい	32.3	13.5	0.7	3.7	5.4	3.0	2.0	8.4	
	知的障がい	24.3	2.7	14.9	20.3	6.8	2.7	5.4	1.4	
	精神障がい	42.6	11.5	-	4.9	8.2	4.9	3.3	3.3	
	難病	41.0	23.1	2.6	7.7	7.7	2.6	5.1	7.7	
	発達障がい	35.3	5.9	19.6	23.5	3.9	3.9	2.0	-	
	強度行動障がい	44.4	5.6	5.6	33.3	5.6	-	5.6	-	
	高次脳機能障がい	36.8	36.8	-	10.5	5.3	5.3	-	-	
	無回答	36.4	13.6	-	-	-	4.5	4.5	22.7	

⑩ 福祉サービスなどの情報の入手先

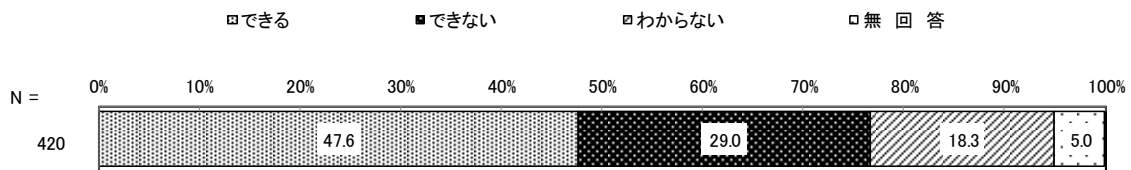
「家族や親せき、友人・知人」が31%と多く、次いで「本や新聞、雑誌、テレビやラジオ」が29%、「かかりつけの医師や看護師」「行政機関の広報誌」がともに25%となっています。



		合計	本や新聞、雑誌、テレビやラジオ	行政機関の広報誌	インターネット	家族や親せき、友人・知人	サービス事業所の人や施設職員	障がい者団体や家族会(団体の機関誌など)	民生委員・児童委員
全体		420	28.6	24.5	22.9	31.0	15.5	4.8	1.2
年齢別	10歳未満	6	16.7	16.7	50.0	83.3	16.7	-	-
	10～19歳	19	21.1	21.1	57.9	63.2	21.1	-	-
	20～29歳	32	34.4	12.5	34.4	46.9	40.6	6.3	-
	30～39歳	45	15.6	15.6	28.9	35.6	24.4	6.7	-
	40～49歳	30	20.0	13.3	50.0	30.0	6.7	3.3	3.3
	50～59歳	42	21.4	19.0	26.2	21.4	14.3	7.1	-
	60～69歳	77	32.5	33.8	16.9	22.1	14.3	3.9	1.3
	70～79歳	141	32.6	27.0	12.8	28.4	10.6	4.3	0.7
	80歳以上	21	38.1	38.1	-	23.8	4.8	4.8	4.8
	無回答	7	42.9	42.9	14.3	28.6	14.3	14.3	14.3
性別	男性	234	29.9	25.2	24.8	31.6	16.2	4.3	0.9
	女性	176	26.7	23.3	19.9	30.7	15.3	5.7	1.7
	答えたくない	7	14.3	14.3	42.9	28.6	-	-	-
	無回答	3	66.7	66.7	-	-	-	-	-
障がい種別	身体障がい	297	32.7	28.6	20.2	27.9	11.1	5.4	1.3
	知的障がい	74	18.9	17.6	23.0	47.3	36.5	5.4	1.4
	精神障がい	61	18.0	21.3	39.3	24.6	16.4	6.6	1.6
	難病	39	35.9	17.9	30.8	23.1	15.4	5.1	2.6
	発達障がい	51	17.6	15.7	43.1	51.0	35.3	3.9	-
	強度行動障がい	18	11.1	5.6	33.3	50.0	44.4	5.6	-
	高次脳機能障がい	19	5.3	21.1	21.1	15.8	26.3	-	-
	無回答	22	9.1	9.1	13.6	22.7	18.2	-	4.5
		かかりつけの医師や看護師	ケースワーカーやケアマネジャー	通園施設や保育園、幼稚園、学校の先生	相談支援事業所などの民間の相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	特にない	無回答
全体		24.8	11.7	1.9	6.0	6.7	0.7	11.9	8.1
年齢別	10歳未満	16.7	33.3	50.0	16.7	16.7	-	-	-
	10～19歳	42.1	-	15.8	15.8	15.8	-	15.8	-
	20～29歳	18.8	3.1	-	28.1	18.8	-	6.3	6.3
	30～39歳	28.9	15.6	2.2	8.9	4.4	-	6.7	-
	40～49歳	20.0	6.7	3.3	13.3	-	-	6.7	6.7
	50～59歳	19.0	23.8	-	2.4	7.1	7.1	19.0	7.1
	60～69歳	27.3	10.4	-	3.9	2.6	-	15.6	7.8
	70～79歳	26.2	11.3	-	-	6.4	-	12.8	11.3
	80歳以上	19.0	4.8	-	-	9.5	-	9.5	14.3
	無回答	-	28.6	-	-	-	-	-	28.6
性別	男性	26.1	10.3	1.3	6.0	8.5	0.4	8.5	9.4
	女性	23.3	14.2	2.8	5.7	4.5	1.1	15.3	6.8
	答えたくない	28.6	-	-	14.3	-	-	28.6	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	33.3	-
障がい種別	身体障がい	26.6	13.5	-	3.0	6.7	1.0	12.1	8.8
	知的障がい	14.9	4.1	10.8	21.6	12.2	1.4	8.1	4.1
	精神障がい	32.8	18.0	-	3.3	4.9	1.6	9.8	4.9
	難病	23.1	17.9	-	7.7	5.1	-	5.1	15.4
	発達障がい	17.6	7.8	11.8	23.5	11.8	-	7.8	2.0
	強度行動障がい	27.8	16.7	5.6	38.9	22.2	-	-	-
	高次脳機能障がい	26.3	52.6	-	10.5	-	-	10.5	-
	無回答	22.7	13.6	-	4.5	4.5	-	13.6	18.2

⑪ 災害時に一人で避難できるか

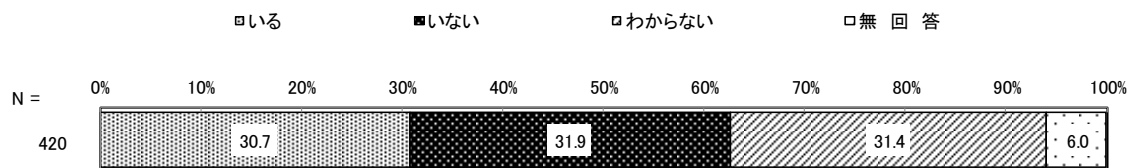
「できる」が48%と多く、次いで「できない」が29%、「わからない」が18%となっています。



		合計	できる	できない	わからない	無回答
全体		420	47.6	29.0	18.3	5.0
年齢別	10歳未満	6	-	83.3	16.7	-
	10～19歳	19	31.6	36.8	31.6	-
	20～29歳	32	37.5	43.8	18.8	-
	30～39歳	45	44.4	26.7	26.7	2.2
	40～49歳	30	30.0	33.3	33.3	3.3
	50～59歳	42	42.9	38.1	14.3	4.8
	60～69歳	77	61.0	19.5	15.6	3.9
	70～79歳	141	56.7	21.3	12.8	9.2
	80歳以上	21	28.6	38.1	28.6	4.8
無回答	7	28.6	71.4	-	-	
性別	男性	234	53.4	24.8	15.8	6.0
	女性	176	39.8	35.8	20.5	4.0
	答えたくない	7	28.6	14.3	57.1	-
	無回答	3	100.0	-	-	-
障がい種別	身体障がい	297	52.9	26.9	15.2	5.1
	知的障がい	74	23.0	59.5	17.6	-
	精神障がい	61	55.7	13.1	26.2	4.9
	難病	39	35.9	35.9	20.5	7.7
	発達障がい	51	27.5	49.0	21.6	2.0
	強度行動障がい	18	5.6	83.3	11.1	-
	高次脳機能障がい	19	26.3	47.4	26.3	-
	無回答	22	22.7	31.8	27.3	18.2

⑫ 近所に助けてくれる人はいるか

「いない」が32%と多く、次いで「わからない」「いる」がともに31%となっています。

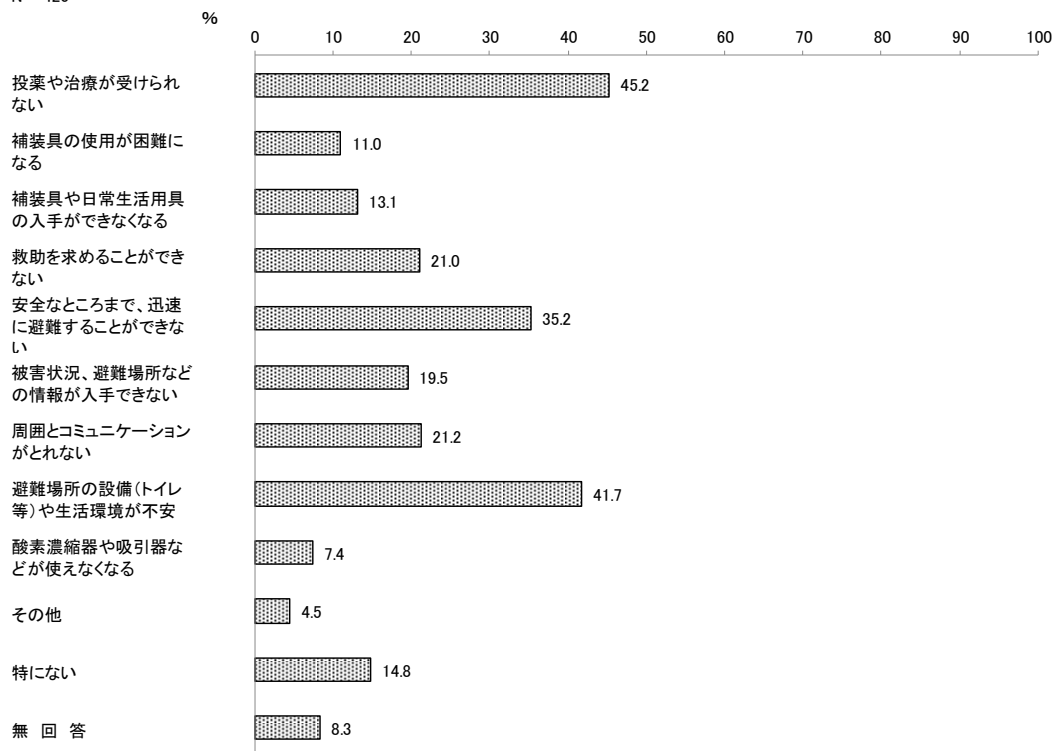


		合計	いる	いない	わからない	無回答
全体		420	30.7	31.9	31.4	6.0
年齢別	10歳未満	6	50.0	50.0	-	-
	10～19歳	19	15.8	42.1	42.1	-
	20～29歳	32	21.9	37.5	40.6	-
	30～39歳	45	22.2	42.2	35.6	-
	40～49歳	30	16.7	43.3	36.7	3.3
	50～59歳	42	19.0	45.2	28.6	7.1
	60～69歳	77	39.0	28.6	27.3	5.2
	70～79歳	141	38.3	21.3	31.2	9.2
	80歳以上	21	38.1	33.3	19.0	9.5
	無回答	7	14.3	14.3	42.9	28.6
性別	男性	234	29.5	32.9	30.3	7.3
	女性	176	33.5	30.7	31.3	4.5
	答えたくない	7	-	42.9	57.1	-
	無回答	3	33.3	-	66.7	-
障がい種別	身体障がい	297	34.3	28.6	30.3	6.7
	知的障がい	74	23.0	51.4	24.3	1.4
	精神障がい	61	26.2	36.1	34.4	3.3
	難病	39	17.9	33.3	38.5	10.3
	発達障がい	51	23.5	49.0	27.5	-
	強度行動障がい	18	5.6	38.9	44.4	11.1
	高次脳機能障がい	19	21.1	31.6	36.8	10.5
	無回答	22	22.7	18.2	40.9	18.2

⑬ 災害時に困ること

「投薬や治療が受けられない」が45%と多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が42%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が35%となっています。

N = 420



		合計	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手がなくなる	救助を求められない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない
全体		420	45.2	11.0	13.1	21.0	35.2	19.5
年齢別	10歳未満	6	33.3	16.7	16.7	66.7	83.3	83.3
	10～19歳	19	42.1	5.3	5.3	47.4	52.6	42.1
	20～29歳	32	50.0	18.8	21.9	43.8	50.0	40.6
	30～39歳	45	60.0	2.2	11.1	22.2	31.1	15.6
	40～49歳	30	53.3	10.0	16.7	30.0	43.3	16.7
	50～59歳	42	52.4	21.4	21.4	33.3	38.1	26.2
	60～69歳	77	48.1	7.8	13.0	7.8	24.7	15.6
	70～79歳	141	37.6	10.6	9.2	10.6	30.5	11.3
	80歳以上	21	38.1	19.0	14.3	23.8	47.6	19.0
無回答	7	14.3	-	14.3	28.6	28.6	14.3	
性別	男性	234	44.0	12.4	14.5	19.2	31.2	18.4
	女性	176	46.6	8.5	10.8	22.7	40.9	21.0
	答えたくない	7	71.4	28.6	28.6	42.9	42.9	28.6
	無回答	3	-	-	-	-	-	-
障がい種別	身体障がい	297	42.8	12.8	13.8	14.8	34.0	14.5
	知的障がい	74	48.6	13.5	18.9	55.4	66.2	47.3
	精神障がい	61	57.4	-	8.2	21.3	23.0	16.4
	難病	39	56.4	15.4	23.1	17.9	46.2	17.9
	発達障がい	51	47.1	3.9	5.9	51.0	51.0	45.1
	強度行動障がい	18	50.0	-	5.6	77.8	77.8	55.6
	高次脳機能障がい	19	36.8	15.8	10.5	21.1	47.4	31.6
	無回答	22	50.0	9.1	9.1	13.6	22.7	18.2
		周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	酸素濃縮器や吸引器などが使えなくなる	その他	特になし	無回答	
全体		21.2	41.7	7.4	4.5	14.8	8.3	
年齢別	10歳未満	83.3	83.3	16.7	16.7	-	-	
	10～19歳	63.2	52.6	-	15.8	10.5	-	
	20～29歳	37.5	46.9	12.5	9.4	12.5	3.1	
	30～39歳	33.3	37.8	11.1	6.7	17.8	-	
	40～49歳	46.7	60.0	10.0	3.3	6.7	3.3	
	50～59歳	19.0	38.1	2.4	7.1	11.9	11.9	
	60～69歳	5.2	36.4	5.2	3.9	16.9	6.5	
	70～79歳	10.6	35.5	7.1	1.4	17.0	12.8	
	80歳以上	9.5	57.1	9.5	-	14.3	14.3	
無回答	28.6	57.1	14.3	-	14.3	28.6		
性別	男性	20.1	33.8	8.1	5.6	17.5	9.4	
	女性	22.2	51.7	6.8	3.4	10.8	7.4	
	答えたくない	42.9	57.1	-	-	-	-	
	無回答	-	33.3	-	-	66.7	-	
障がい種別	身体障がい	11.4	39.7	9.1	2.7	16.8	9.4	
	知的障がい	55.4	56.8	6.8	9.5	6.8	2.7	
	精神障がい	39.3	39.3	3.3	6.6	14.8	3.3	
	難病	12.8	61.5	12.8	-	5.1	10.3	
	発達障がい	58.8	58.8	-	11.8	13.7	-	
	強度行動障がい	83.3	66.7	11.1	16.7	-	5.6	
	高次脳機能障がい	26.3	47.4	15.8	-	10.5	10.5	
	無回答	13.6	50.0	4.5	9.1	9.1	18.2	

(3) アンケート調査からみえる課題

アンケート調査の結果から、課題をまとめると、以下のとおりとなります。

① 障がいのある人に対する理解について

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことの有無については、身体障がい者では「ない」が6割を上回っているものの、それ以外の回答者では「ある」「少しある」の合計が半数を上回っています。また、障がい者の就労支援として必要だと思うことについては、「職場（会社など）の障がい者理解」及び「職場の上司や同僚の障がいに対する理解」がいずれも3割を超えており、特に知的障がい・精神障がい者・難病患者・発達障がい・強度行動障がいが高い割合を示しています。

知的障がいと精神障がい・難病患者・発達障がい・強度行動障がいに対する差別、偏見等がまだ多く残っていると考えられ、こうした差別や偏見等をなくすため、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めていくための取組が必要となります。

② 就労支援について

障がいのある人に必要な就労支援については、特に身体障がい者以外では、障がいへの理解のほか、「通勤手段の確保」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」「職場で介助や援助等が受けられること」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」「企業ニーズに合った就労訓練」「仕事についての職場外での相談対応、支援」を求める回答も多くみられました。誰もが安心して働くために、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めていくとともに、企業や組織において多様な働き方を検討することが必要となります。

③ 情報発信について

福祉に関する情報の入手先について、「行政機関の広報誌」は主に60代以上、「インターネット」は主に40代までの若年層に多く利用されていることがわかります。また、かかりつけの病院やサービス事業所など、定期的に通っている場所での情報入手の機会が多いことがうかがわれるため、このような場所を通じた情報の発信を強化することが必要であるほか、病院や事業所等を利用しない人にも必要な情報を届けられるよう、情報発信の手段について検討することが必要になります。

④ 災害時等の避難・対策について

災害等の緊急時の一人での避難について、全体の半数近くが「できる」と回答したのに対し、知的障がい者、難病患者、発達障がい者、強度行動障がい者、高次脳機能障がい者は「できない」が多くなっています。また、知的障がい者、発達障がい者の約半数は、家族が不在の場合や一人暮らしの際、助けてくれる人が近所にいないと回答しています。

障がいがある等の理由により緊急時の援護や配慮及び平時からの見守りを必要とする人について、町では避難行動要支援者支援制度を設け、自治会や消防機関等に名簿を提供し、地域での助け合いを促しています。こうした制度について、今後一層の周

知が必要となります。

また、災害時に困ることについて、全体の4割強が「投薬や治療が受けられない」と回答していましたが、身体障がい者以外では「救助を求めることができない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」「周囲とコミュニケーションがとれない」「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」も多くなっており、性別や障がいの内容により、災害時に困る事柄は異なる傾向を示しています。避難所においてさまざまな障がいや困難を抱えた人を包括的にフォローできるような仕組みを検討する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法では、全ての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

町ではこれまでも、障がいのあるなしに関わらず、誰もがお互いにそれぞれの個性を尊重し、一人ひとりが主体的に社会で活躍できるまちづくりを目指し、さまざまな障がい者施策の充実に取り組んできました。

本計画においても障害者基本法の目的を踏まえ、リハビリテーション及びノーマライゼーションの理念のもと、「ともに支え ともに暮らせる うるおいのある生活を送れるまち」を基本理念として掲げ、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指します。

【 基本理念 】

**ともに支え ともに暮らせる
うるおいのある生活を送れるまち**

2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、次の5つの基本目標を定め、計画を推進します。

基本目標1	思いやりと助け合いの心づくり
基本目標2	地域での自立した生活を支援する体制づくり
基本目標3	健康で生き生きと暮らせる環境づくり
基本目標4	一人ひとりの個性と可能性を育てる仕組みづくり
基本目標5	安全で安心して暮らせる地域づくり

【基本目標1】 思いやりと助け合いの心づくり

障がいを理由とした差別や偏見、虐待は重大な権利の侵害であり、あってはならないことです。しかし、依然として誤解や偏見による差別、社会的な障壁の存在が、障がいのある人の地域での自立生活を妨げていることもあります。

障がいのあるなしに関わらず、町民が共に理解し、生き生きと暮らすことができるよう、権利擁護の取組を推進するとともに、障がいのある人への理解のための活動や福祉教育を、なお一層充実します。

また、交流・ふれあいの機会を充実させ、地域で障がいのある人を支えるボランティアや障がい者団体、地域自立支援協議会の活動の活性化を図ります。

【基本目標2】 地域での自立した生活を支援する体制づくり

障がいの状況や、家庭環境、生活様式などが多様化・複雑化し、障がいのある全ての人々が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、総合的なサービスの充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた支援を行える体制の充実を強化する必要があります。

障がいのある人が自らサービスを選択し、自分に合ったより良いサービスを受けることができるように、情報提供・相談支援体制の充実強化を図るとともに、サービス供給の担い手の拡大や内容の充実を図るなど、利用者が求めるサービスを選択できるよう、必要な福祉サービスの質の向上に努めます。

また、障がいのある人が地域で自立した生活を送る上で、働く意欲のある人が就労し、働き続けることは、自己実現を図る上でも、極めて大きな意義があります。就労に関する相談窓口、職場開拓、職業訓練、就労定着支援を強化するため、関係機関とのネットワークの充実を図り、総合的な就労支援体制の構築に努めます。

【基本目標3】 健康で生き生きと暮らせる環境づくり

年齢、障がい・疾病の有無やその程度などに関わらず、生き生きとした生活が継続できるようにするためには、身近な地域で町民一人ひとりの健康づくりを進めることが重要です。

このため、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージに応じて、必要な医療を必要なときに利用できるよう、保健・福祉・医療等の連携による、切れ目のない継続的なサービス提供体制づくりに努めます。

また、スポーツ、レクリエーション、文化芸術活動等の自己表現活動や社会参加活動等の生活の質の向上と生きがいつくりの活動に、いつでも誰でも参加できるよう、必要な支援の推進に努めます。

【基本目標4】 一人ひとりの個性と可能性を育てる仕組みづくり

障がいのある子どもたちが、もてる能力を十分に発揮し、自立を目指すため、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図ります。

また、障がいのある子どもたちの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、通所支援等の提供、就学支援を含めた教育支援体制の充実など、障がいのある子どもの療育体制の強化やその保護者を支援する体制の強化に努めます。

さらに、発達障がいのある子どもの保護者に対してペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保することも求められています。

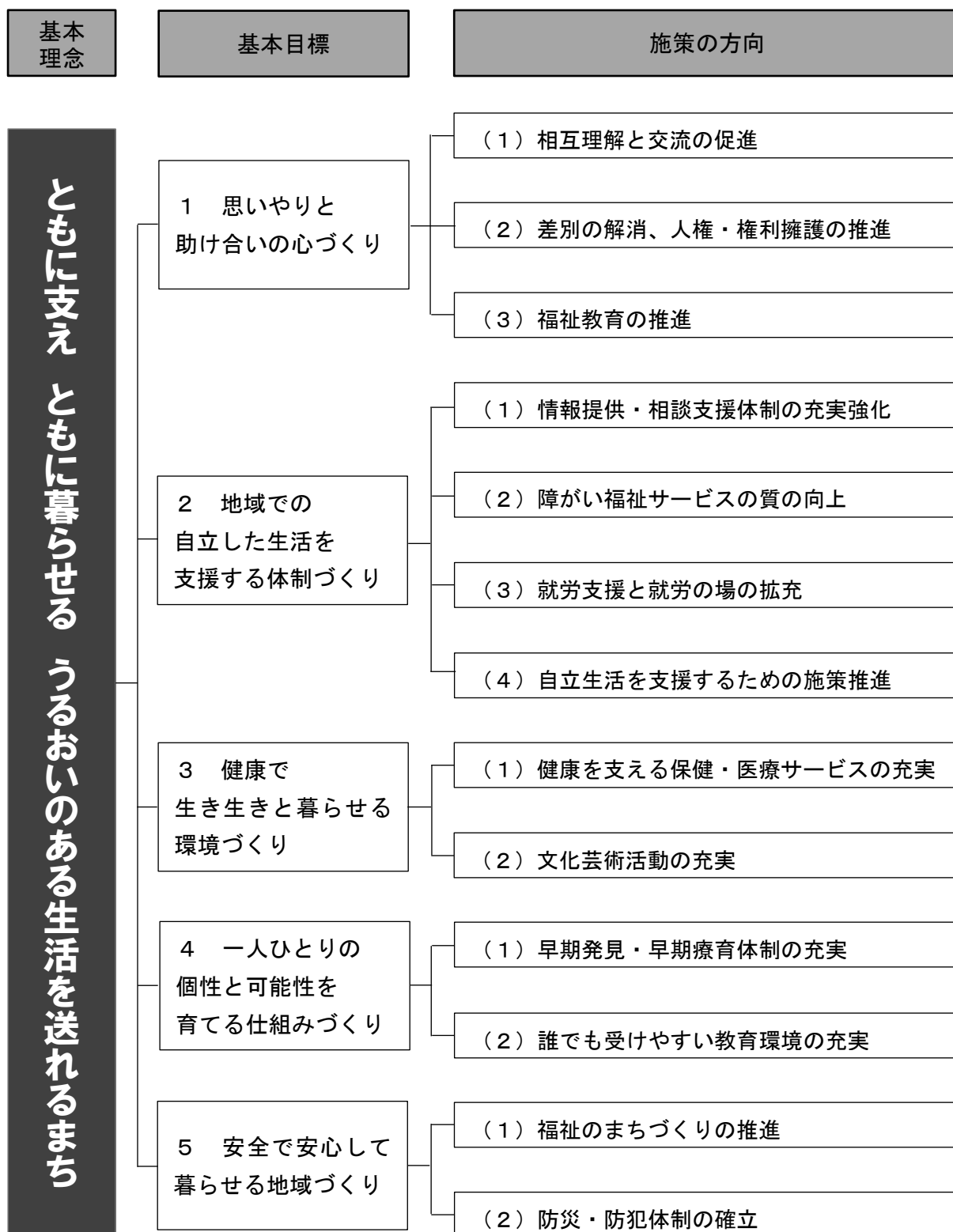
【基本目標5】 安全で安心して暮らせる地域づくり

誰もが地域で自立した生活を送り、積極的に社会参加していくため、ユニバーサルデザインの視点を取り込み、道路、建物等のバリアフリー化を推進するとともに、外出支援の充実を図り、障がいのある人が、安心して、積極的に外出しやすい環境づくりに努めます。

また、障がいのある人の安全確保のため、緊急時や災害に備えた体制の点検・整備と防犯対策の充実に努めます。

3 施策体系

本計画の施策体系は以下のとおりです。



第4章 障害者基本計画

基本目標 1 思いやりと助け合いの心づくり

(1) 相互理解と交流の促進

【現状】

障害者基本法の第4条では、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定されています。また、発達障害者支援法では、国民の責務として、発達障がいのある人の福祉に対する理解などを規定するとともに、「国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。」と定めています。

障がいのあるなしに関わらず、誰もが自分らしく生きることができる「共生のまち」を目指すには、町民や事業者が、障がいのある人とその障がい特性についての正しい理解をもち、障がいのある人に対する「心の壁」を取り除くことが必要です。

町では、障がいのある人や障がいに関する町民の理解促進を図るため、町の広報紙「広報いばらき」や町社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を活用し、障がい者福祉に関連する情報の周知を図っています。

また、いばらきまつり等のイベントの際に、手話奉仕員養成講座修了生等にボランティアで参加していただいたり、社会福祉協議会や障がい者団体、社会福祉法人が主催する研修会や交流事業、イベント等の際に会議室等の場所の提供や後援・共催等の支援をしたりするなど、自発的活動を促進するとともに、障がいのある人とない人との交流機会を創出し、障がいのある人への配慮と理解を深めるよう努めています。

【課題】

全ての町民に障がいに関する情報が行き届いているとはいえない状況であるため、今後も広報紙やホームページ等での情報の周知を継続していく必要があります。その際、難しい言葉は使用せず、わかりやすい文章にする必要があります。

また、町民の交流活動を展開させるため、今後は、町内の社会福祉法人が主催するイベント等についても情報提供を行うなど、交流事業に対し支援できるよう努めていく必要があります。

さらに、全ての町民が互いに支え合い、共に生きる社会を実現するために、地域福祉活動を推進する必要があります。

【施策の方向性】

●障がいの有無や、障がいの種別に関わらず、全ての町民が共生できる地域社会をつくるため、町民に対し、障がいのある人への正しい理解の普及啓発・広報活動に努めます。

- 障がいのある人とない人とが交流する機会を創出するとともに、いばらきまつり等のイベントを開催するに当たり、事前に広報紙等で聴覚障がいのある人への配慮に関する情報（介助者や手話通訳者が必要な場合の対応等）を伝えていくよう努めます。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により減ってしまった交流の機会を増やすように努めるとともに、障がい者団体や地域住民、団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する交流事業を積極的に支援していきます。

① 町民への情報提供の充実

施策・事業名	事業の内容
広報紙等による情報提供	町の広報紙「広報いばらき」やホームページ、町公式SNS、町社会福祉協議会の広報紙、「障がい者福祉のしおり」などを活用し、引き続き障がいのある人を対象にした事業等の周知を図るとともに、障がいのある人への理解に関する情報についても提供に努めます。
精神保健福祉や難病等に関する知識の普及	健康づくり事業などを活用し、関係機関や関係施設と連携した心の健康づくりを推進します。また、精神障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいなど、さまざまな障がいに関する知識の普及に努めます。

② 交流・自発的活動の推進

施策・事業名	事業の内容
障がいのある人の参加促進	いばらきまつり等のイベントや、各種交流事業への障がいのある人の参加を促進するため、介助者や手話通訳者の配置など、障がいのある人への支援を充実します。
交流活動への支援	障がい者団体等が主催する交流事業や、町内の社会福祉法人が主催するイベント等に対し、場所や情報の提供、相談、後援・共催等の支援を図ります。

(2) 差別の解消、人権・権利擁護の推進

【現状】

平成24年10月から障害者虐待防止法が施行され、また、平成28年4月から全ての国民が障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法が施行されました。

アンケート調査では、「障がいにより差別や嫌な思いがあったか」という設問に対し、「ある」「少しある」の合計で約38%と、4割近い方が差別を受けた、又は、嫌な思いをしたことがあると回答しています。

町では、障がいのある人への虐待が疑われる事案についての相談を受付け、必要に応じて事業所等への確認のほか、県や警察との連携を図っており、今後も障がいのある人が家庭や施設等で虐待などの人権侵害を受けることのないように、虐待防止や虐待発生時の早期発見対応等、総合的な対策を行うとともに、相談支援の強化に努めています。

また、地域の見守り体制として、各地区の民生委員・児童委員及び警察署との連携を強化して業務を行っています。

成年後見制度については、いばらき県央地域連携中枢都市圏において、成年後見制度の利用促進事業を連携して実施しており、また、町内に中核機関を設置し、成年後見制度に関する相談体制を整えています。

【課題】

施策の推進に努めているものの、現実には障がいのある人へのさまざまな権利利益侵害等は問題となっており、差別の解消、人権・権利擁護については、より一層施策を推進していく必要があります。

障がいのある人への理解を促進するための広報紙等での啓発や、ホームページの活用による情報提供については、改善の余地があり、周知方法やわかりやすさも含めた対応を検討していく必要があります。

また、障がいのある人の意見を施策に反映させることは、障がい者施策を実施していく上で不可欠な要素であるため、障がいのある人の声をさまざまな形で把握し、その意見を関係施策に反映していくための方策を検討することが必要です。

成年後見制度については、引き続きいばらき県央地域連携中枢都市圏において、圏域市町村と連携して成年後見制度の利用促進事業を推進します。

なお、「合理的配慮（※）」については、アンケート調査の「改正障害者差別解消法による民間事業者の「合理的配慮」提供の法的義務の認知度」について、「知らない」が約81%となっており、引き続き周知を図っていく必要があります。

※合理的配慮とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリアの除去を必要とする意思表示がされた場合に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

【施策の方向性】

- 障がいのある人が虐待や差別を受けることなく、権利を尊重されながら地域で安心して生活を送ることができるよう、職員に対し研修会等を実施できる体制づくりに努めていくなど、虐待・差別の防止を含む権利擁護のための施策の展開を図ります。
- 障がいのある人への虐待防止や差別の解消につながる啓発・発生してしまった虐待への迅速な対応に努めます。また、虐待対応の終結後も関係部署・機関による継続した見守りを行い再発防止に努めます。
- 十分な自己決定や意思表示が困難な人に対しては、人権や財産を守り、権利の行使を支援する体制づくりが重要であるため、財産の保全管理や各種申請など、こうした障がいのある人が地域で自立した生活を続けられるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を促進します。また、法人後見支援・市民後見人の育成なども推進します。

① 権利擁護体制の確立

施策・事業名	事業の内容
虐待防止対策の推進	障がいのある人が家庭や施設等で虐待などの人権侵害を受けることのないように、虐待防止や虐待発生時の早期発見対応等、総合的な対策を行うとともに、障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人への虐待の通報窓口設置や相談支援の強化に努めます。 また、民生委員・児童委員及び警察、基幹相談支援センター等との連携により地域の見守り体制を強化し、地域における虐待防止対策を推進します。
障がいのある人への差別の解消	障がいのある人に対する理解を促進するため、広報紙や、ホームページ等の活用による啓発・情報提供を行うほか、差別の解消を推進することを目的として相談業務を行い、心のバリアフリーの推進を図ります。
日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援	障がいのある人が、地域で安心して自立した生活を送れるように、障害者相談支援事業や町社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業、また、成年後見制度等の権利擁護に関する事業の利用促進を図ります。また、法人後見支援・市民後見人の育成などを推進します。

(3) 福祉教育の推進

【現状】

障がいのある人が住み慣れた地域において豊かで自立した生活をし続け、自由に社会参加できるようにするためには、個々に対する福祉サービスの充実だけでなく、障がいのある人も障がいのない人も、共に暮らしやすいまちづくりを推進することが必要です。

町では、総合的な学習の時間や夏休み等を活用して、認知症サポーター養成講座や福祉体験学習など、児童生徒が体験的に福祉を学ぶ機会の拡充を進めてきました。

また、特別支援学校に通学する児童・生徒と学習や学校行事などを通して交流する、居住地校交流を実施し、お互いのことを正しく理解し、支え合うことの大切さを学ぶ機会の推進に努めています。

【課題】

障がいのある人の人権について理解を深め、一人ひとりの「心の壁」を取り除くためには、就学前教育や学校教育の中で、早い段階からの交流や福祉教育の機会をもつことが特に大切であり、今後は、教育委員会と連携し、職場体験など福祉施設の活用を視野に入れ、福祉を学ぶ機会の拡充に努めていく必要があります。

また、障がいのある人が地域で生活するためには、制度に基づく公的なサービスに加え、ボランティアやNPOなどの住民参加を基本とする制度外の活動によるきめ細かな支援が必要です。

【施策の方向性】

- 児童・生徒が障がいのある子どもと交流や、福祉体験学習を通して、多様な考え方に触れ、障がいのある人への理解を深めるとともに、「心の壁」を取り除くよう努めます。
- 情報提供機能・調整機能の強化を図り、若年層や定年退職者をはじめとした多くの町民がボランティアやNPO活動に参加できる環境を整え、必要な支援を必要な人につなげる体制の構築に努めます。

① 学校や社会での福祉教育の推進

施策・事業名	事業の内容
福祉教育の充実	総合的な学習の時間や夏休み等を活用して、認知症サポーター養成講座や福祉体験学習を実施し、児童生徒が体験的に福祉を学ぶ機会の創設・拡充に努めます。
障がいのある子どもとの交流教育の推進	特別支援学校等との連携を図り、児童生徒と障がいのある子どもとの交流・共同学習の機会を提供します。 居住地校交流が、多様な考え方に触れお互いの個性の理解を深める学びの場となっていることから、継続していきます。
社会教育等における人権や障がいに関する学習機会の充実	社会教育を通じ、人権や障がいのある人への理解・問題に関する学習機会（公民館等の利用）の充実を図るとともに、人権啓発事業の充実を図ります。

② ボランティア活動の促進

施策・事業名	事業の内容
ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実	社会福祉協議会ホームページ等にボランティア活動の情報を掲載するなどの情報提供に努め、ボランティア活動を支援します。
ボランティア・NPO活動の活性化	ボランティア活動希望者の登録や調整、組織化を支援するとともに、主に若年層及び定年退職者のボランティア・NPO活動への参加の契機とするため、各種講座の開催やボランティア・住民活動に対する啓発を行い、ボランティアの育成等や地域における支援活動を推進します。
障がいのある人自身のボランティア活動への支援	障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人のボランティア活動を支援します。

基本目標 2 地域での自立した生活を支援する体制づくり

(1) 情報提供・相談支援体制の充実強化

【現状】

障がいのある人が住み慣れた地域で自立して生活するためには、自らサービスを選択し自分に合ったより良いサービスを受けることができるように、相談支援事業や情報提供の充実が必要です。

アンケート調査の「悩みや困ったことの相談相手」の設問については、「家族や親せき」が約 73%、次いで「かかりつけの医師や看護師」が約 33%、「友人・知人」が約 27%となっています。また、「福祉サービスなどの情報の入手先」については、「家族や親せき、友人・知人」が約 31%、「本や新聞、雑誌、テレビやラジオ」が約 29%、次いで「かかりつけの医師や看護師」「行政機関の広報紙」が約 25%となっています。

町では、身体・知的相談員、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会などの地域及び関係機関・団体、事業者、行政等の連携体制を強化した、身近な相談体制の充実に努めています。また、視覚障がいのある人への情報提供としては、月 2 回、広報紙等を録音して「声の広報」を実施しているほか、毎年「障がい者福祉のしおり」を更新し、町ホームページに掲載するとともに、町公式LINEからも閲覧できるようにしています。

【課題】

福祉情報提供の充実・情報アクセシビリティの向上を図るため、今後も、「障がい者福祉のしおり」の更新をはじめ、ホームページ以外の SNS 等の活用も考慮して、必要な情報が障がいのある人に的確に伝わるよう、情報提供や表示の方法等についても、工夫・配慮が必要になります。

計画相談支援の実績は年々増加していますが、相談支援事業所が少ないこと、また、相談支援専門員も不足しており、相談支援専門員の増員が求められます。

【施策の方向性】

- 障がいのある人が暮らしに関わる情報を円滑に入手でき、また、多彩な情報や知識を得ることができるよう、多様な方法により情報の提供を行うとともに、障がいがあることにより、情報の入手が制限されないよう意思疎通支援の充実を図ります。引き続き、最新情報の更新や提供に努めるとともに、情報アクセシビリティのさらなる向上を図ります。
- 地域自立支援協議会を通じて、保健、福祉、医療、教育、サービス提供事業者等との相談支援の連携を図り、身体、知的、精神、難病、限局性学習症／限局性学習障がい、ADHD（注意欠如・多動性障がい）、高機能自閉症、高次脳機能障がい、ひきこもりなどの多様な相談に対応する体制について検討し、相談体制の充実に努めます。
- 障がい種別に応じた相談支援体制の構築、相談支援事業所の連携を強化し、よりよい相談支援につながるよう体制の充実に努めます。

① 福祉情報提供の充実・情報アクセシビリティの向上

施策・事業名	事業の内容
公的サービス情報の内容充実	「広報いばらき」や「障がい者福祉のしおり」、町社会福祉協議会の広報紙、「医療・福祉の連携マップ」などにより障がい福祉サービスや事業所の情報提供を行っています。 ホームページの内容の随時更新のほか、「医療・福祉の連携マップ」についても内容の更新を行い、引き続き障がい福祉サービスや事業所の情報提供の充実を図ります。
ホームページ等の活用	町のホームページや SNS 等を活用し、「障がい者福祉のしおり」の内容をはじめとした障がい福祉関連の情報提供を図ります。
視覚障がいのある人への情報提供	視覚障がいのある人には、「広報いばらき」の声の広報の普及を進めます。

② 相談体制の充実

施策・事業名	事業の内容
福祉相談の推進	町内に基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人のさまざまな問題について相談できる体制を整えています。引き続き、障がいのある人が抱える問題に対して、基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所、保健、福祉、医療等の関係機関のネットワークの構築を図り、総合相談・専門相談への対応を行います。
多様な相談体制の構築	地域自立支援協議会を通じて、保健、福祉、医療、教育、サービス提供事業者等との相談支援の連携を図り、身体、知的、精神、難病、発達障がい、高次脳機能障がい、ひきこもりなど多様な相談に対応する体制の構築を検討します。
地域における身近な相談員の充実	地域及び関係機関・団体、事業者、行政等が参加し、必要に応じてケース会議を実施するなど、連携して相談体制の充実に努めています。引き続き、身体・知的相談員、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会などの地域及び関係機関・団体、事業者、行政等の連携体制を強化し、身近な相談体制の充実に努めます。
障害児支援利用援助	障害児支援利用計画についての相談及びサービス等利用計画作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支えるため、課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。
継続障害児支援利用援助	事業所等と連絡調整し、サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）を行い、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請を勧奨します。

(2) 障がい福祉サービスの質の向上

【現状】

障がいのある人が地域で安心して自分らしく暮らせるようにするためには、その介護に当たる家族の負担を軽減することも含め、一人ひとりの多様なニーズに応えられるサービスの量的、質的な充実を進める必要があります。

アンケート調査の「地域で生活するために必要な支援」では、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が約39%と、在宅サービスへの要望について比較的高い回答結果となっています。

障がいのある人が地域で安心して生活するため、各種障がい福祉サービスについては、「茨城町第6期障害福祉計画」に基づく計画的なサービスの提供と、必要なサービスの利用促進に努めています。

また、障がいのある人の生活の安定を図るため、障害基礎年金や特別障害者手当等について障害者手帳交付の際や、広報紙、ホームページ等で周知し、利用促進を図っています。

【課題】

障がいのある人の意思を尊重し、施設入所者の地域移行を促進するためには、地域生活の拠点となる共同生活援助（グループホーム）の計画的な整備、在宅福祉サービスの充実が必要です。また、現在、地域移行支援サービスを利用している方がいない状況ですが、精神障がいのある人の社会復帰を促進するため、退院者に対しては、相談支援においてデイケアや就労支援施設における社会復帰訓練の利用促進により、社会的自立を促すとともに、生活の場の確保を支援し、社会的入院の解消に向けた取組を進めていくことが重要となります。

【施策の方向性】

- 法制度の改正による障がい福祉サービス内容の変更等について、障がいのある人への情報提供の充実に努めるとともに、障がいのある人が自らの意思に基づいてサービスを選択して利用できるよう、「障害支援区分」に応じ、それぞれの必要に応じた適切なサービスの利用を促進していきます。
- 必要とする人が必要とするサービスを十分に利用できるよう、需要の増大に対応しながらサービス提供事業者の確保や事業拡大の促進に努めるとともに、障がい特性に応じた提供体制を確保し、自立した地域生活への移行の促進を図ります。
- 障がいのある人一人ひとりが自分にあった暮らしの場を選択できるよう、また、施設入所者の地域移行を促進するため、「共同生活援助（グループホーム）」の整備を推進していきます。

① 在宅福祉サービスの充実

施策・事業名	事業の内容
訪問サービスの充実	身体介護や家事援助等を行うホームヘルパーの派遣について、対応を含めたサービス提供体制の充実を図っています。引き続き、障がいの種別に関わらず必要なサービスを受けられるよう支援します。
通所サービスの拡充	重度の身体障がいのある人や知的障がいのある人の生きがい対策や日常生活訓練等を行うデイサービスについて、関係機関、関係団体との協力を得て、事業の拡充・充実を図っています。 今後も、重度の障がいがある人本人だけではなく、家族の負担軽減のため、必要なサービスが利用できるようサービスの決定をしていきます。
短期入所支援の拡充	介護者の疾病や急な用事等により、家庭において一時的に障がいのある人を介護できない場合、短期入所が利用できるように支援しています。町内では4つの事業所でサービスを提供しており、引き続き、必要なサービスを受けられるよう支援します。
障害児通所支援サービスの拡充	児童発達支援、放課後等デイサービス等を実施し、障がい児に対して、生活能力向上のための訓練や社会との交流等を提供することにより自立を促進します。 町内では、児童発達支援、放課後等デイサービスを実施している事業所が4事業所になり、今後も障害児通所支援の事業所の増加が見込まれます。引き続き、必要なサービスを受けられるよう支援します。
地域生活支援事業の推進	障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」について、障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえた事業を実施しており、引き続き、必要な事業を行っていきます。

② 施設サービスの充実

施策・事業名	事業の内容
グループホームの充実	地域生活の拠点となる共同生活援助（グループホーム）の確保に努めます。
施設利用者に対する支援	在宅での生活、あるいはグループホームでの生活が困難な障がいのある人が施設で生活できるよう、居住支援サービスの確保を図ります。

(3) 就労支援と就労の場の拡充

【現状】

障がいのある人の自立や社会参加には、就業は大きな意味をもっており、働く意欲のある障がいのある人が個々の適性等に応じて働けるように、就労支援機関や教育機関などと連携を図りながら、就労支援施策を推進する必要があります。

アンケート調査の「障がい者の就労支援として必要なこと」については、「職場（会社など）の障がい者理解」が約 38%、次いで「職場の上司や同僚の障がいに対する理解」が約 37%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が約 36%となっているほか、「通勤手段の確保」についても約 29%と比較的高い結果となっています。

障がいのある人の就労支援については、障害者就業・生活支援センターと各事業所・相談支援員とが連携し、障がいのある人の雇用促進のためのネットワークを構築しており、さまざまな支援に取り組んでおります。

また、町では茨城労働局と「雇用対策協定」を締結し、障がい者の雇用・就労支援について、より積極的な情報提供や周知等に取り組めます。

【課題】

障がいのある人一人ひとりの意欲や適性等に応じた職業能力開発の機会、職場への適応の機会の確保、さらには、事業者の障がいのある人の雇用に関する理解・連携を深めていくことが必要です。

多様な福祉的就労を支援するため、就労支援事業所と連携を図り、就労の場の確保について検討を進めていくとともに、障がいのある人の職業能力に関する啓発に努めていく必要があります。

また、一般就労の継続支援のため、県立水戸産業技術専門学院等、関係機関の情報を提供し、障がいのある人の職業技術習得支援の充実を図る必要があります。

これらの課題に対応するためにも、茨城労働局と締結した「雇用対策協定」に基づいて実施する各種の支援事業を活用し、障がい者雇用施策の充実を図ることが重要です。

【施策の方向性】

- ハローワーク及び障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所等と連携を図り、障がいのある人の雇用についての啓発活動等を充実し、民間企業等への就労機会や障がいの特性に応じた多種多様な就労の場の確保など、雇用機会の拡大を図ります。
- 福祉、雇用、教育等の各機関との連携を図りながら、福祉的就労及び一般就労についての情報提供をするほか、障がいのある人が働きやすい地域づくりのために総合的な取組を推進します。

① 福祉的就労の充実

施策・事業名	事業の内容
福祉的就労の場の開拓・確保	関係機関や関係団体、民間企業等との連携を強化し、障がいのある人の職業能力に関する啓発を進めながら、多様な福祉的就労の場の開拓・確保に努めます。

② 一般就労の促進

施策・事業名	事業の内容
各種助成制度の周知と啓発	商店や事業所等に対して、障がいのある人の雇用に係る各種助成制度や税制上の優遇措置等の周知を図るとともに、雇用実例等を紹介することなどにより、障がいのある人の雇用への理解・啓発を進めます。
雇用促進ネットワークの形成	茨城労働局と町が雇用対策協定を締結し、連携して障がいのある人の雇用促進に努めています。 また、引き続き、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、就労移行支援施設・就労継続支援施設等との連携により、障がいのある人の雇用促進のためのネットワーク形成に努めます。

③ 職業リハビリテーションの充実

施策・事業名	事業の内容
職場適応訓練の拡大	公共職業安定所や茨城障害者職業センターが推進している職場適応訓練について、その拡充を支援します。

④ 就労継続のための支援の充実

施策・事業名	事業の内容
技術習得支援	職業訓練を行っている県立水戸産業技術専門学院等、関係機関と連携し、障がいのある人の職業技術習得を支援します。

(4) 自立生活を支援するための施策推進

【現状】

障がいのある人の地域での自立生活を支援するためには、住まいの場の提供が不可欠です。特に、知的障がいや精神障がいのある人にとっては、暮らしの拠点を確保することが地域への移行を支援・促進する上で重要となります。

また、アンケート調査の「地域で生活するために必要な支援」の設問では、「経済的な負担の軽減」が約53%と最も高い回答となっており、障がいのある人の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するためには、経済的な基盤づくりが重要となります。

町では、障がいのある人が地域での自立生活を実現するため、障害者就業・生活支援センターを中心に自立生活全般についての相談を行っています。

また、障がいのある人が地域で自立して生活できるよう、住宅リフォームの助成のほか、障害年金・各種福祉手当等の利用促進、各種割引・控除・減免制度の利用促進等により、障がいのある人等の生活の安定を図っています。

【課題】

在宅での生活を希望している人の自立生活を支援するため、引き続き、障がいのある人や介護者の日常生活の利便性を確保した居住支援の充実を図っていくとともに、障がいのある人及び家族の経済的負担を軽減するため、国・県の動向を勘案しながら、各種手当等の充実を図っていく必要があります。

【施策の方向性】

- 地域での生活を希望している人の自立生活を支援するためには、住まいの場の提供と相談支援体制の充実が不可欠です。このため、障害者就業・生活支援センターを中心とした相談体制の充実とともに、町の住宅施策との調整の中で、障がいのある人の地域での継続的な生活や施設からの地域への移行を支援する暮らしの場の確保を図ります。
- 障がいのある人の生活の安定を図るため、各種年金や手当制度の周知・普及を図ります。

① 居住支援の充実

施策・事業名	事業の内容
住宅改造費助成制度の利用促進	<p>重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業について、ホームページ等により情報提供を行っています。</p> <p>在宅で重度の障がいのある人に対して、必要な住宅整備に要する費用の一部を助成することにより、活動範囲の拡大、介護者の負担軽減を図ります。また、重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業について、広報紙・ホームページ・「障がい者福祉のしおり」により情報提供を行い、助成制度の利用促進に努めます。</p>
居住支援体制の充実	<p>住まいに関する相談等（地域移行支援・地域定着支援）に対して、自立支援協議会と連携し、解決の方法について検討します。また、地域の情報提供の充実を図ります。</p>

② 生活安定のための各種制度の利用促進

施策・事業名	事業の内容
年金・各種福祉手当等の制度の利用促進	<p>障がいのある人の生活の安定を図るため、障害基礎年金や特別障害者手当、障害児福祉手当、心身障害児福祉手当等各種手当に関する情報をホームページ等で周知するとともに、利用促進に努めます。</p>
各種割引・控除・減免制度の利用促進	<p>交通運賃割引、税控除、公共料金の減免など、各種制度に関する情報を「障がい者福祉のしおり」にまとめ、窓口での配布や障害者手帳交付時での説明、ホームページ等への掲載を行い、情報の周知を図るとともに、利用促進に努めます。</p>

基本目標 3 健康で生き生きと暮らせる環境づくり

(1) 健康を支える保健・医療サービスの充実

【現状】

心身の障がいは、周産期の異常や先天異常等、あるいは疾病や事故等、さまざまな原因により引き起こされます。このため、それぞれのライフステージにおける保健事業を充実させ、予防や早期発見、早期治療等のための適切な施策を推進することが必要です。

また、障がいのある人にとって、医療・リハビリテーションの充実は、障がいの軽減を図り、自立を促進する上で不可欠です。

アンケート調査の「地域で生活するために必要な支援」の設問では、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が約37%と比較的高い結果となっています。

町では、障害者手帳の交付時や「障がい者福祉のしおり」で医療福祉、自立支援医療などの医療費公費負担制度について周知しています。また、障がいの軽減、日常生活の向上を図るため、障がいの種別、程度に合わせた有効な補装具の交付・修理を行っていますが、近年は、糖尿病や高血圧症による腎障がいからの人工透析や脳血管疾患、心疾患から要介護状態になる人が増加していることから、糖尿病を中心とした生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康の保持・増進のための支援策を充実させることが必要です。

こころの健康については、広報紙のすこやかニュースに「こころの健康」に関する記事を掲載し、町民に対し普及啓発するとともに、随時、相談に応じて専門機関の案内などを実施しています。

【課題】

障がいのある人や高齢者が、住み慣れた地域で安全かつ安心して生活していくためには、寝たきりや要介護状態にならないよう、地域で適切なリハビリテーションが提供されることが必要であり、そのための体制整備を図るとともに、関係者や関係機関が協力して地域リハビリテーションの充実を図る必要があります。

なお、精神障がいのある人については、社会や生活環境の変化によるストレスから心の健康を損なう人が増加しています。精神疾患は生活習慣病と同様に、誰もがかかり得る病気であることを周知するため、心の健康づくりに関する知識の普及啓発を行うことが重要です。

【施策の方向性】

●障がいのある人が安心して医療を受けられるよう、診療体制の整備を推進するとともに、医療福祉、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）など医療費公費負担制度の周知及び利用促進に努めます。

① 日常生活の向上とリハビリテーションの推進

施策・事業名	事業の内容
有効な補装具の交付・修理	日常生活の向上を図るため、障がいの種別、程度に合わせた有効な補装具の交付・修理に伴う費用の助成を行い自立を支援するとともに、当事者に合った適切な補装具の交付ができるよう県央福祉事務所等の関係機関と連携し、相談の充実を図ります。
健康教育、健康相談による健康づくりの推進	保健・医療と福祉の連携のもと、随時相談対応を行っています。引き続き、障がいのある人等を対象とした健康相談の充実を図ります。

② 医療給付・助成の推進

施策・事業名	事業の内容
医療費公費負担制度の利用促進	医療福祉、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）など医療費公費負担制度について、障がい者福祉のしおり・ホームページ等により周知し利用促進に努めています。 引き続き、障がいのある人が安心して医療を受けられるよう、医療費公費負担制度について周知し利用促進に努めます。

③ 精神保健福祉の推進

施策・事業名	事業の内容
社会復帰対策の促進	精神障がいのある人の社会復帰を促進するため、退院者に対するデイケアや就労支援施設における社会復帰訓練の継続的实施や、グループホームなどの地域における居住の場の確保や地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備推進と、地域移行・地域定着支援の利用促進に努めます。
相談体制の充実	心の健康や精神障がいに関する相談について、電話、来所による面談、家庭訪問等により、心の健康に関する相談を実施しています。引き続き身近な相談窓口として、障害者相談支援事業の活用を図るとともに、町保健センターや地域活動支援センター等関係機関の相談業務を拡充します。

(2) 文化芸術活動の充実

【現状】

障がいのある人が、生き生きとした生活を実現するために文化活動やスポーツ活動に対する理解と関心は高まりつつあり、全国的に障がいのある人の社会参加の機会が広がっています。

町では、障がい者団体等が主催する文化事業や障がいのある人の参加するスポーツ大会の支援を行うなど、障がいのある人を対象とした文化活動、スポーツ活動など参加事業の充実に努めています。

【課題】

障がいのある人がスポーツやレクリエーション、文化活動などに積極的に参加して、生きがいのある生活を送れるよう、地域の人との交流を図りながら各種活動への参加の機会を拡大していく必要があります。この際、移動支援等による参加支援の充実も求められています。

また、障がいのある人の文化活動やスポーツ活動を活性化するため、ボランティアなど、地域主体による活動を支援し、これらの活動に多くの人に関わる機会を拡大していく必要があります。

【施策の方向性】

- 障がいのあるなしに関わらず、地域の中で生きがい・楽しみをつくり心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を充実させ、楽しい時間を共有することにより仲間づくりを支援していきます。
- 障がいのある人が、さまざまなスポーツや文化活動に親しみながら参加できるよう活動機会の充実を図るとともに、スポーツ交流、文化芸術活動を通じた地域間交流を支援していきます。

① 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動への参加促進及び支援の充実

施策・事業名	事業の内容
生涯学習機会の充実及び参加に係る促進	長生大学等の実施の際に、障がいのある人が参加を遠慮することがないように、広報紙等で誰もが参加できる行事や場所であることを周知するとともに、生涯学習の機会の充実、公民館活動等、身近な生涯学習の場への円滑な参加の促進に努めます。
参加しやすい環境づくり	障がいのある人が参加しやすい環境づくりについては、社会福祉協議会が主催する講演会の際に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するなど、障がいのある人への配慮を行っています。 今後も、障がいのある人が講演会や各種講座・教室、イベント等に参加しやすいよう、活動内容の周知に努めるとともに、必要に応じて、ボランティアの育成や連携、手話通訳者、要約筆記者を派遣するなど、障がいのある人への配慮に努めます。

施策・事業名	事業の内容
障がい者団体の交流支援	障がい者団体やグループ、福祉施設等が実施するスポーツ・レクリエーションの交流事業の際に、場所の提供等の支援を行っています。 引き続き、後援や施設使用料免除を行うほか、施設の貸出に当たっては障がいのある人の立場に立った利用のしやすさ等を工夫するなど、障がい者団体やグループ、福祉施設等が実施するスポーツ・レクリエーションの交流事業を支援します。
障がいのある人の文化・スポーツ団体の育成	障がいのある人が文化・スポーツ活動を継続できるよう、自主サークル化を促進します。また、大会の入賞者を町広報に掲載します。
福祉ボランティア活動の支援の充実	福祉ボランティアの活動を支援するため、ボランティア情報の収集・提供機能の充実を図るとともに、障がいのある人も含めたボランティア活動などでの利用を促進します。

② 学習情報提供の充実

施策・事業名	事業の内容
障がい種別に応じた情報の提供	障がいのある人に学習情報を提供するため、点字本や大活字本、手話ビデオ等の利用を進めます。

基本目標 4 一人ひとりの個性と可能性を育てる仕組みづくり

(1) 早期発見・早期療育体制の充実

【現状】

早期療育は、障がいのある子どもの乳幼児期における成長を支援し、障がいの軽減を図り、将来の生活において自立し、可能な限り能力を発揮できるようにしていくものです。

そのため、できるかぎり早い時期から子どもの障がいに応じた療育を実施することが重要となります。特に、乳幼児期の障がいについては、発達の遅れか否かの判断など、医療機関をはじめとする関係機関との連携により、個人の特性に応じたきめ細やかな支援を継続的に行っていくことが必要です。

町では、障がいの早期発見と早期療育の充実を図るため、妊産婦健診の費用の一部を助成し、受診率の向上を図るとともに、3歳児健診、5歳児健診、なかよし教室において、臨床心理士による相談を実施し、発達上の問題を抱えている子どもの保護者に対し、早期療育の必要性や適切な理解を促すなど、早期に適切な療育につながるよう支援しています。

さらに、町内の就園施設をはじめ、各関係部署（こども課、学校教育課、社会福祉課等）において早期療育担当者を選出の上、会議を定期的を実施し、発達上の問題のある児に関する情報共有を図り、就学前後に必要な療育支援を切れ目なく提供しています。

【課題】

妊娠期は胎児が母体を介してさまざまな要因の影響を受けやすい時期であるため、引き続き、妊娠中の母体の健康と胎児の健全な発育のための健康管理を推進していく必要があります。

また、乳幼児期においては、心身の機能が発達する一方で、病気や異常をきたしやすいため、乳幼児の健康診査や相談・指導を充実し、障がいの早期発見に努め、早期対応につなげていく必要がありますが、保護者向けの教室（ペアレント・トレーニング等）がないことや、「なかよし教室」での受入可能件数が限られている現状（1日5人まで）もあり、外部の相談機関による発達相談等の利用も必要となっています。

乳幼児健康診査後のフォローについては、小児発達専門医師の確保が困難な状況もあり、専門医療機関の受診予約が数か月後となるなど、タイムリーに受診できない現状もあります。また、医療機関によっては紹介状が必要となるなど、保護者にとっては負担となることが多く、受診に対して消極的になる傾向も見受けられます。

発達上の問題のある子どもに関する情報共有については、各就園施設において問題としての受け止め方に差が生じている状況もあり、統一した見解で対応できるように啓発していく必要があります。

さらに、乳幼児期及び小児期における病気や不慮の事故などによって起こる障がいを未然に防ぐために、町民や関係者への知識の普及啓発が重要です。

【施策の方向性】

- 保健・医療・福祉の密接な連携のもと、障がいの早期発見、相談、指導、通園・通所、さらに、教育へとといった流れがスムーズに行われるよう、地域における療育支援システムの充実を図っていきます。
- 早期発見、早期療育について、町内外の就園施設に通園している児の状況把握や、園との情報共有を含め、現在のネットワークを駆使して担当者が変わっても支援が途切れないような体制づくりを強化していきます。

① 障がいの早期発見と早期療育の充実

施策・事業名	事業の内容
妊産婦の健康支援の充実	妊婦と胎児の健康のため、妊産婦健診の費用の一部を助成するとともに、パパママ教室の実施や、健康相談、訪問指導を進めます。 また、支援が必要な妊産婦に対しては、訪問、面談等を実施するなど、早期介入を推進します。
乳幼児健康診査等における障がいの早期発見の推進	乳幼児健康診査において、障がいの可能性が認められた乳幼児については、専門の医療機関での精密検査や、母子保健センター等での発達検査や相談事業を案内し、障がいの早期発見に努めます。 また、3歳児健診やなかよし教室で臨床心理士による相談を実施するほか、5歳児健診では医師の診察及び臨床心理士による相談を実施し、就学前に適切な療育につながるよう支援します。
関係機関の連携による早期療育システムの充実	町内の幼稚園・保育園等と、役場内の関係部署（健康増進課、社会福祉課、こども課、学校教育課等）の早期療育担当者による会議を実施し、発達上の問題がある子どもに関する情報を共有するとともに、さらなる連携強化を図り、就学前後で必要な療育支援を切れ目なく提供します。

(2) 誰でも受けやすい教育環境の充実

【現状】

障がいのある児童生徒の可能性を最大限に伸ばすため、通常の学級における指導を受けることが困難な場合や、通常の学級における指導だけでは十分な教育効果が期待できない児童生徒について、一人ひとりの障がいの種類や適性などに応じた、きめ細かな教育体制を確保することが望まれています。

町では、障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を図るため、本人や保護者との教育相談の場を充実させ、ふさわしい学びの場を確保するとともに、障がいの有無に関わらず、全ての子にとって居心地の良い学級づくりや、わかりやすい授業づくりを推進するための職員研修を実施しています。

また、保育所や幼稚園における障がい児の受入を促進するとともに、小学校や中学校に特別支援学級、通級による指導教室を設置し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に遊び、学べるよう、特別支援教育体制の充実を図っているほか、集団生活における障がい児教育を推進しています。

さらに、障がいのある子どもが学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で一貫した支援を受けられるよう「個別の教育支援計画」を作成し、支援計画に基づき、定期的に幼児教育施設及び小中学校・医療機関や療育機関と情報共有を図るとともに、特に進学タイミングに必要な支援が途切れてしまうことがないように、職員間の情報交換のほか小中学校合同の研修会を実施しています。

障がい児の就学・進路相談については、小中学校、幼稚園、特別支援学校、保健・福祉関係機関との連携を図り、障がいのある幼児に対する保護者との教育相談の実施や、特別支援学校や支援学級の見学・体験への付き添いのほか、その子に応じた学びの場の検討などを行っています。また、指定一般相談支援事業所や特別支援学校と連携して、卒業後の障がい福祉サービスの利用等について相談会を実施しています。

【課題】

身近な地域で療育支援が受けられる体制の整備を図るため、保健、医療、福祉、教育など関係機関との連携を一層強化し、障がいのある子ども及びその保護者に対する一貫した相談支援を行うことが重要です。

障がいのある幼児に対しては、保育所などでの受入体制の整備と、保護者の悩みや不安に応える相談体制の充実を図る必要があります。

障がいのある児童生徒の教育については、特別支援学級に在籍する児童生徒に加え、小学校、中学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への対応が課題となるため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善、克服できるよう、適切な指導、支援を行う「特別支援教育」の推進が求められています。

また、特別支援教育支援員による支援が必要な児童生徒は増加傾向にあるため、特別支援教育支援員の配置に努めていく必要があります。

障がいのある生徒が卒業後も主体的に社会参加できるよう、教育部門、福祉部門、労働部門と連携しながら、進路指導体制の充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 限局性学習症／限局性学習障がいやADHD（注意欠如・多動性障がい）、高機能自閉症など、障がいのある子どもに対しての特別支援教育の推進や障がいに対応した支援が求められています。このため、障がいのあるなしに関わらず、その子らしく生き生きとした学校生活・教育を受けられるようニーズに対応した支援体制・相談体制・教育環境の充実を図ります。
- 幼児教育施設での「個別の支援計画」の作成を推進するとともに、小学校と幼児教育施設との連携をさらに強化するため、引き続き職員間の交流や保育参観の場を設けていきます。
- 適切な学びの場の選択には、障がいに関する理解と専門的な知識が必要になるため、学校が必要に応じて心理士や医師などの専門家の助言を得られるよう、学校の相談体制を整えていきます。
- 通級による指導教室の充実や、よりきめ細かな教育相談の確保のほか、町適応指導教室及び中学校における校内フリースクール機能の強化等により、配慮を要する児童生徒の自立と社会参画を目指していきます。
- 放課後や長期休暇時における居場所づくりを推進します。
- 就学・進路相談については、小中学校、幼稚園、特別支援学校・盲・ろう学校及び保健・福祉関係の機関との連携を図り、相談会が実施できるよう努めるなど、充実を図ります。

① 障がい児教育・保育の充実

施策・事業名	事業の内容
幼稚園での障がい児教育の充実	集団生活における障がい児教育を推進するため、多様な障がいに対応できるよう、町特別支援教育連絡協議会での情報共有や、町保幼小接続研修会での障がい児教育研修、特別支援学校の巡回相談の活用など、職員研修の機会提供に努めます。
保育所における障がい児支援の充実	保育所等訪問支援により、障がい児が集団生活に適應できるようにするため、訪問先施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行うなど、障がい児支援の充実を図ります。
特別支援教育の推進	障がい児一人ひとりの特性に合った教育を行うため、他市町村との合同教員研修や、通級指導教室の機能強化のほか、特別支援学校の教員や大学教員などの障がい児教育の専門家による、指導方法の検討会や合理的配慮に関する職員研修会等を実施します。 また、学校生活を送るうえで個別の支援が必要な児童生徒に対し、特別支援教育支援員の配置に努めます。
障がいのある子どもの放課後対策等の充実	就学している障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のために必要な訓練等を継続的に提供することにより、自立を促すとともに、放課後等の居場所づくりに努めます。

② 就学相談体制の充実

施策・事業名	事業の内容
就学・進路相談体制の充実	小中学校、幼稚園、特別支援学校及び保健・福祉関係の機関と連携し、障がい児の特性を考慮した就学・進路相談体制の充実を図ります。

基本目標5 安全で安心して暮らせる地域づくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

【現状】

障がいのある人が、地域の中で安心して日常生活を送り、社会参加を果たしていくためには、暮らしやすい生活環境が整備されるとともに、移動手段の確保や活動のしやすさが重要になります。

アンケート調査の「外出する時に困ること」では、「公共交通機関が少ない(ない)」が約37%、次いで「車が運転できない(車がない)」が約20%、「困った時にどうすればいいのか心配」が約19%となっています。

町では、道路や公園、公共施設など、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進しており、また、デマンド型乗合タクシーを運行するとともに、タクシー利用費用の一部を助成し、歩行や外出が困難な障がいのある人の外出支援に努めています。

【課題】

これまで以上に障がいのある人等の声を取り入れながら、全ての人が使いやすいユニバーサルデザインの視点にたって、障がいのある人にやさしいまちづくりと移動手段の確保、外出時の支援を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

- 多くの人々が利用する特定建築物は障壁が取り除かれつつありますが、さらなるユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していきます。
- 屋外の移動が困難な障がいのある人に対する移動支援を充実し、地域における自立生活や幅広い社会参加を促していきます。

① 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

施策・事業名	事業の内容
生活環境の整備	障がいのある人が社会の一員として自立した生活が営めるよう、「バリアフリー新法」や「県条例」に基づき、障がいのある人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。
ユニバーサルデザイン導入の推進	障がいの有無や年齢等に関わらず、誰もが利用しやすい建築物の普及を目指し、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進します。

② 外出支援の充実

施策・事業名	事業の内容
福祉タクシーの利用促進	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳については1級又は2級、療育手帳については㊤又はAをお持ちの方に、タクシー利用費用を助成しています。 歩行や外出が困難な障がいのある人の外出を支援するとともに、制度について周知を図り、利用を促進します。

施策・事業名	事業の内容
移動支援制度の充実	<p>障がいにより一人での移動が困難な方については、行動援護により移動を支援しているほか、各種障害者手帳をお持ちの方については、デマンド型乗合タクシーにより移動を支援しています。</p> <p>今後も必要なサービスの利用とデマンドタクシーの利用を促進し、障がいのある人の外出を支援します。</p>

(2) 防災・防犯体制の確立

【現状】

近年の地震災害や風水害では、高齢者や障がいのある人など、避難時に支援が必要となる避難行動要支援者の犠牲が多くなっています。

アンケート調査の「災害時に困ること」では、「投薬や治療が受けられない」が約45%、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が約42%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が約35%という回答結果となっており、避難時の不安や避難所生活等における不安が見受けられます。

町では、東日本大震災の教訓を生かし、「茨城町地域防災計画」や「茨城町避難行動要支援者支援制度」に基づき、避難行動要支援者名簿を区長、民生委員等と共有して地域における見守り活動を活性化するとともに、避難行動要支援者避難支援プラン等の策定・更新により、災害時や緊急時などに備えた支援体制の構築を図っています。

また、防災訓練の際には、避難行動要支援者の支援者との連絡訓練を行い、避難行動要支援者の安否確認、避難所への搬送訓練等を実施しています。

【課題】

災害時の避難経路の確保対策や、避難行動要支援者一人ひとりの避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）の作成により、障がいのある人や高齢者をはじめとする避難行動要支援者の避難支援体制の確立を進めるとともに、福祉施設等との連携による福祉避難所の確保等、避難後の介助体制を強化していく必要があります。

また、障がいのある人が消費者被害にあったり、事故や犯罪に巻き込まれることも少なくないため、安心して地域生活が送れるよう、地域における日頃の防犯体制の強化も必要となります。

【施策の方向性】

- 茨城町避難行動要支援者支援制度の普及や障がいのある人の防災訓練などへの参加を促進するとともに、防災・避難情報の提供や避難所での健康管理、医療的ケアの継続など防災・災害時支援体制の再構築を進め、災害から障がいのある人を守る体制強化を図ります。
- 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）については、防災訓練の際に、避難行動要支援者の安否確認、避難所への搬送訓練等を行うとともに、医療的ケアが必要な方が福祉避難所に移動する際の手順等を整理し、より実効性の高い個別計画の作成を進めていきます。

- 一人暮らしや日中独居の障がいのある人などの防犯と安全確保のため、関係機関及び地域組織に働きかけ、防犯体制や緊急時の連絡通報システムづくりを推進します。

① 防災対策の充実

施策・事業名	事業の内容
災害時の地域支援体制の整備	災害発生時における障がいのある人の避難誘導等について、「茨城町地域防災計画」や「茨城町避難行動要支援者支援制度」に基づき、避難行動要支援者避難支援プランの作成を進めています。災害発生時の避難誘導等についての流れを、関係各課・機関で確認し、避難支援プランの作成・修正を行い、適切な支援が行われる体制を整備します。
福祉施設との連携	町内の高齢者施設、障がい者施設の計 11 事業所と、福祉避難所の設置について協定を締結しており、協定締結事業所と、災害時の避難者受入の流れ、手続き等について確認し、災害時のスムーズな受入の確保に努めています。 今後も、災害発生時に、重度の身体障がいなど常時介護を必要とする障がいのある人が、福祉施設などで一時的に避難生活を送れるよう、福祉施設等と連携の上避難支援体制の強化に努めます。

② 防犯対策の充実

施策・事業名	事業の内容
防犯体制の充実	地域でのパトロール事業に取り組むとともに、犯罪の抑制につながる地域環境づくりの地域ボランティア等の育成に努めます。
犯罪情報・防犯情報の収集と提供	警察等関係機関との緊密な連携のもと、犯罪情報や防犯に関する情報を収集し、広報紙への掲載等による効果的な情報提供に努めます。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 成果目標（令和8年度末の目標）

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ①令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を、令和8年度末までに地域生活へ移行する。
- ②令和8年度末時点での施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

【目標の設定】

地域生活への移行を進めるためには、居宅や共同生活を送るグループホームなどの地域における居住の場の確保や地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備などの取組を引き続き推進します。

令和4年度末時点での施設入所者は45人となっており、令和8年度末までに3人の地域生活移行を目指します。

項目	実績	目標	備考
施設入所者数	45人（令和4年度末）	42人（令和8年度末）	
地域生活移行者数	0人（令和3～5年年度）	3人/（令和6～8年度）	施設入所からグループホーム等への移行見込み

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場を設定する。

※以下は県の取組事項

- ②精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とする。
- ③令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び、令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として算定する。
- ④精神病床からの早期退院率を令和8年度において以下の目標値とする。
 - ・入院後3か月時点での退院率 68.9%以上
 - ・入院後6か月時点での退院率 84.5%以上
 - ・入院後1年時点での退院率 91%以上

【目標の設定】

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるため、精神障がい者も含め、あらゆる人が地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、障がい福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された、地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療、福祉関係者による協議の場での検討を進めます。

項目	実績 (令和5年度)	目標 (令和8年度)	備考
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	—	12回	令和5年度末までに協議の場を設置予定

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までに、各市町村に地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- ②令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。【新規】

【目標の設定】

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がいのある人等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的には、「緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用」と「体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい体制の整備」を目的としています。

町においては、面的整備型として2つの機能（①相談、②緊急時の受入対応）の地域生活支援拠点等を確保しています。その機能の充実のため、引き続き運用状況の検証・検討をするとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

また、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

① 地域生活支援拠点等の整備

項目	実績（令和5年度）	目標（令和8年度）
運用状況の検証・検討実施回数	—	1回
コーディネーターの配置【新規】	—	1人

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

<p>①令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。 また、就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業に係る移行者数を ・就労移行支援事業は、令和3年度の移行実績の1.31倍以上 ・就労継続支援A型事業は、令和3年度の移行実績の1.29倍以上 ・就労継続支援B型事業は、令和3年度の移行実績の1.28倍以上 <p>②就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。【新規】</p> <p>③就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上とする。</p> <p>④就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を令和8年度末までに、全体の25%以上とする。</p> <p>※以下は県の取組事項</p> <p>⑤都道府県において、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。【新規】</p>

【目標の設定】

本町の就労移行支援事業利用者数は、ここ3年間（令和3年度～令和5年度）は20人～17人の間で推移しており、令和3年度末時点の福祉施設からの一般就労者数は3人でした。

就労移行については、令和8年度の一般就労者を6人と見込みます。

就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とします。

一般就労移行者のうちの就労定着支援事業利用者は、5人と見込みます。

また、町内に就労定着支援事業所がないため、その確保に努めます。

項目	実績 (令和3年度)	目標 (令和8年度)	考え方
年間一般就労移行者数	3人	6人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
就労移行支援事業からの一般就労	3人	4人	令和3年度の移行実績の1.31倍以上
就労継続支援A型事業からの一般就労	0人	1人	令和3年度の移行実績の1.29倍以上
就労継続支援B型事業からの一般就労	0人	1人	令和3年度の移行実績の1.28倍以上
就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所【新規】		全体の5割以上	
一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者	3人	5人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者実績の1.41倍以上

※一般就労した者とは、一般企業に就職した者、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

(5) 障害児通所支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ①児童発達支援センターの設置
 - ・令和8年度末までに、少なくとも1か所以上設置
 - ②保育所等訪問支援の充実
 - ・令和8年度末までに、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
 - ② 主に重症心身障害児のサービス事業所の確保
 - ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保
 - ④医療的ケア児支援
 - ・令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
 - ・令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
 - ⑤発達障害者等に対する支援（※活動指標の設定）
- ※以下は県の取組事項
- ⑥難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
 - ・令和8年度末までに、都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保
 - ⑦医療的ケア児支援【新規】
 - ・令和8年度末までに、都道府県において、医療的ケア児支援センターを設置
 - ・医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置
 - ⑧令和8年度末までに、都道府県において、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【新規】

【目標の設定】

発達支援が必要な子どもに対する障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

また、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援については、町内の社会福祉法人において実施しています。主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保については、自立支援協議会、事業所等の関係機関と協議し、検討してまいります。

項目	実績（令和5年度）	目標（令和8年度）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	—	1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	—	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の開催回数	—	12回
医療的ケア児等に関するコーディネーター	1人	2人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	—	1人

（6）相談支援体制の充実強化等

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化等を実施する体制を確保（基幹相談支援センター等で実施）
- ・総合的・専門的な相談支援
 - ・地域の相談支援体制の強化
 - ・関係機関等の連携の緊密化
- ②地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、取組を行うために必要な協議会の体制を確保【新規】

【目標の設定】

相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターを町内の社会福祉法人に委託して設置しています。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、相談支援体制の充実・強化をさらに推進していくとともに、個別事例の検討を通じて、地域サービス基盤の開発・改善に努めます。

項目	実績（令和5年度）	目標（令和8年度）
相談支援事業者に対する指導・助言の場の設置回数	10回	12回
人材育成の支援の場の設置回数	10回	12回
連携強化の取組の実施回数	10回	12回

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

- ①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及びその結果の共有
- ③指導監査結果の関係市町村との共有

【目標の設定】

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、以下の取組を進めます。

項目	実績（令和5年度）	目標（令和8年度）
県が実施する障がい福祉サービスに係る研修への職員参加人数	1人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する回数	—	1回
指導監査結果の事業所や関係自治体等と共有する回数	—	1回

2 障がい福祉サービス等の必要量の見込

「茨城町第7期障害福祉計画」及び「茨城町第3期障害児福祉計画」のサービス体系は以下のとおりです。

障がい福祉サービス等の必要量

1 訪問系サービス

- ①居宅介護（ホームヘルプ）
- ②重度訪問介護
- ③同行援護
- ④行動援護
- ⑤重度障害者等包括支援

2 日中活動系サービス

- ①生活介護
- ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ③就労選択支援
- ④就労移行支援
- ⑤就労継続支援（A型・B型）
- ⑥就労定着支援
- ⑦療養介護
- ⑧短期入所（福祉型、医療型）

3 居住系サービス

- ①自立生活援助
- ②共同生活援助（グループホーム）
- ③施設入所支援
- ④地域生活支援拠点コーディネーター

4 相談支援

- ①計画相談支援（サービス利用計画書の作成）
- ②地域移行支援
- ③地域定着支援

5 障害児通所支援・障害児相談支援

- ①児童発達支援
- ②放課後等デイサービス
- ③保育所等訪問支援
- ④医療型児童発達支援
- ⑤居宅訪問型児童発達支援
- ⑥障害児相談支援
- ⑦医療的ケア児等コーディネーター

地域生活支援事業の必要量

1 理解促進研修・啓発事業

2 自発的活動支援事業

3 相談支援事業

- ①障害者相談支援事業
- ②基幹相談支援センター
- ③住宅入居等支援事業

4 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援制度

5 意思疎通支援事業

6 日常生活用具給付等事業

7 手話奉仕員・養成研修事業

8 移動支援事業

9 地域活動支援センター機能強化事業

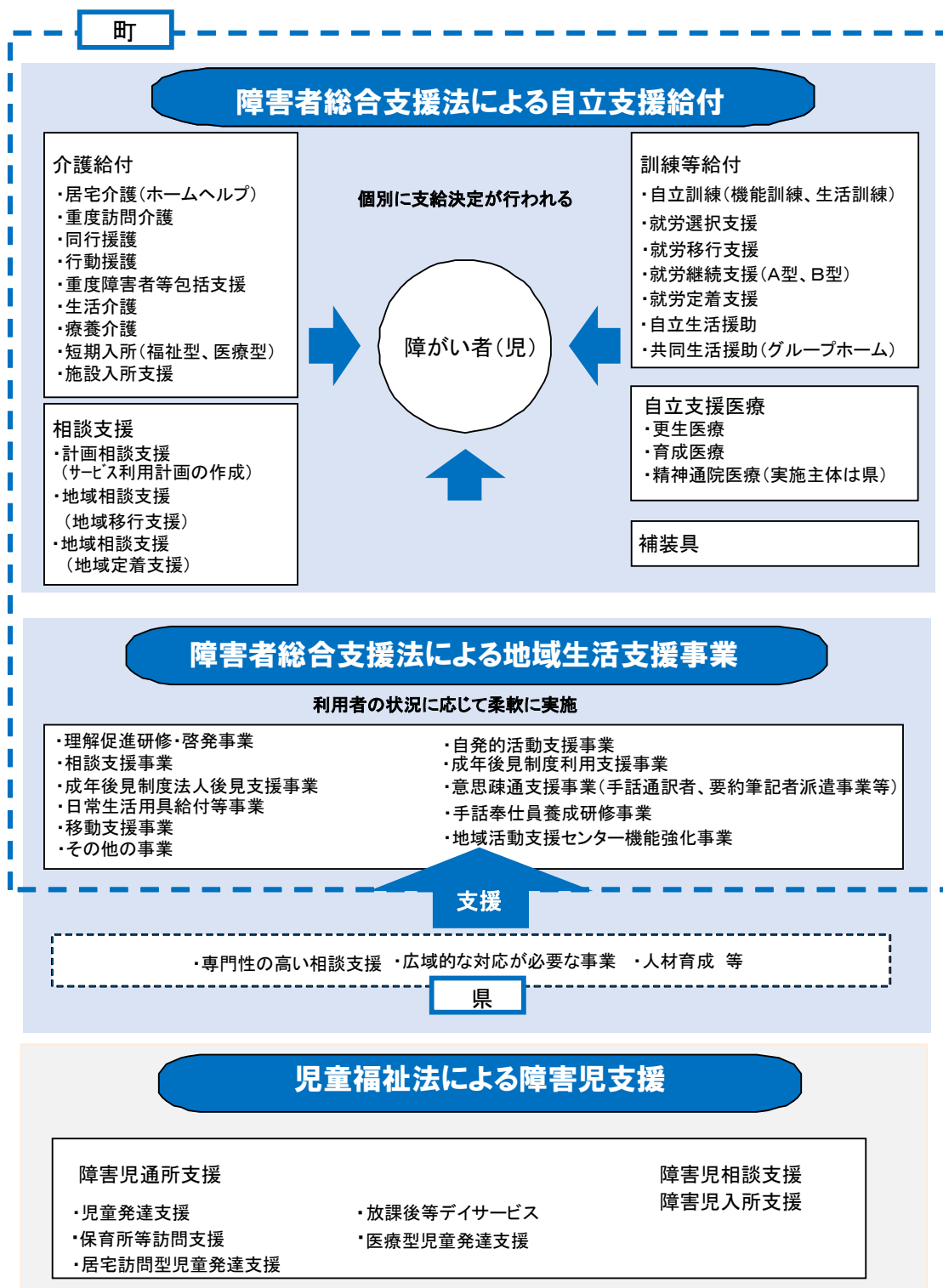
10 その他の事業（任意事業）

- ①訪問入浴サービス事業
- ②日中一時支援事業
- ③自動車運転免許取得・改造助成事業
- ④福祉タクシー利用券の交付事業

なお、障害者総合支援法によるサービスは、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

【障害者総合支援法による自立支援システム等の全体像】



(1) 訪問系サービス

① サービスの概要

サービスの種類	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がいのある人・子どもを対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除などの家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がいのある人・精神障がいのある人等で常時介護を必要とする者を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除などの家事援助、コミュニケーション支援のほか、外出時における移動介護などを総合的に提供するサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人に対し、外出時等において、その障がいのある人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
行動援護	知的障がいのある人・子どもであって自閉症やてんかんなどの症状のある重度の者、精神障がいのある人で統合失調症などのある重度の者を対象に、行動時の危険などを回避するための必要な援護、移動中の介護等を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6に該当し、常に介護が必要であり、介護の必要性が非常に高い障がいのある人を対象に、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

② サービスの利用状況

- 訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を支える基本的な事業となるものです。利用実績は、全体的に利用者数及び利用時間ともに増加傾向となっています。
- 今後も重度の障がいのある人を含めた障がいのある人の地域生活を支える基本的な事業の利用促進、供給体制の拡充を図ることが必要です。

③ サービス見込量

令和5年度末までの利用者数の推移及び今後の1人当たりのサービス利用日数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

区 分	単 位	利用実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	1,299	1,148	1,353	1,644	2,052	2,619
重度訪問介護							
同行援護	人	42	42	44	47	49	52
行動援護							
重度障害者等包括支援							

注1) 実績値及び見込みは月当たりで算出している。

注2) 令和5年度実績は、6か月分の実績から実績見込みを算出している。

注3) 「時間」とは、平均的な月間のサービス提供時間をいう。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの概要

サービスの種類	内 容
生活介護	常時介護を必要とする障がいのある人で、障害支援区分4以上(50歳以上の場合は区分2以上)である者に対し、施設などで入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。
自立訓練(機能訓練)	「機能訓練」は、地域で生活できるようにすることを目的に、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援が必要な身体障がいのある人を対象に、一定期間(基本は18か月内)のプログラムに基づき、身体・生活の機能向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。
自立訓練(生活訓練)	「生活訓練」は、地域での生活を送る上で、生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援を必要とする知的障がいのある人・精神障がいのある人を対象に、有効期限(基本は24か月内)のプログラムに基づき、地域での生活を営む上での必要な訓練などを提供するサービスです。
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般就労を希望し、実習や職場探しを通じて適性に合った職場への就労などが見込まれる65歳未満の障がいのある人を対象に、有効期限(基本は24か月)のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練などを提供するサービスです。
就労継続支援(A型)	A型(雇成型) 就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった者、特別支援学校を卒業後に就職活動をしたが雇用に結びつかなかった者などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。
就労継続支援(B型)	B型(非雇成型) 年齢や体力の面から就労が困難な障がいのある人、就労移行支援事業などを利用したが雇用に結びつかなかった障がいのある人を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。
就労定着支援	平成30年度から開始されたサービスで、障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療ケアを必要とし、常時介護を必要とする障がいのある人で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の者、筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいの障害支援区分5の者を対象に、医療機関などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護・医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供するサービスです。
短期入所 (福祉型、医療型)	介助者の病気などの理由により障がいのある人本人の介助ができなくなった場合、障害支援区分1以上の障がいのある人及び障がい児を対象に、夜間を含めて施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。

② サービスの利用状況

- 日中活動系については、自立訓練（機能訓練）、就労継続支援（B型）が増加傾向で推移しています。
- 本町において、就労移行支援の事業所は3か所であり、平成30年度から増加しています。
- 就労継続支援（B型）の利用者はA型と比べ多く、令和3年度以降は80人を超える利用状況であり、令和5年度は95人となっています。
- 生活介護、療養介護、短期入所（福祉型、医療型）については、ほぼ横ばいの状況です。

③ サービス見込量

令和5年度末までの利用者数の推移及び今後の1人当たりのサービス利用日数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

区分	単位	利用実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	1,907	1,925	1,935	1,946	1,956	1,967
	人	100	100	100	100	100	100
自立訓練 （機能訓練）	人日分	13	29	47	75	120	193
	人	2	4	6	9	13	20
自立訓練 （生活訓練）	人日分	70	115	118	84	103	127
	人	4	5	6	5	6	7
就労選択支援	人	-	-	-	0	0	1
就労移行支援	人日分	342	200	166	138	115	95
	人	20	17	17	17	18	18
就労継続支援 （A型）	人日分	153	155	140	126	113	102
	人	8	8	7	7	6	5
就労継続支援 （B型）	人日分	1,508	1,576	1,728	1,894	2,076	2,276
	人	84	89	95	101	108	115
就労定着支援		-	-	-	-	-	-
	人	2	2	2	2	2	2
療養介護		-	-	-	-	-	-
	人	4	3	3	2	2	2
短期入所 （福祉型、医療型）	人日分	91	87	82	78	74	70
	人	11	12	13	14	16	17

注1）実績値及び見込みは月当たりで算出している。

注2）令和5年度実績は、6か月分の実績から実績見込みを算出している。

注3）「人日分」とは、「人日分」＝「月間の利用人数」×「一人1月当たりの平均利用日数」

(3) 居住系サービス

① サービスの概要

サービスの種類	内 容
自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障がいのある人のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害支援区分に関わらず、主として夜間共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事提供などの介護や日常生活上の支援を行うサービスです。
施設入所支援	生活介護を受けている障害支援区分4（50歳以上は3）以上の障がいのある人や、自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人の中で単身の生活が困難である者、又は、さまざまな事情により通所が困難な者を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事などの日常生活上の世話を行うサービスです。
宿泊型自立訓練	知的障がい者又は精神障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
地域生活支援拠点等 コーディネーター	地域生活の緊急時対応や地域移行のための体験の機会・場の提供など、必要な支援を受けることができるように、コーディネーターを配置します。

② サービスの利用状況

○共同生活援助（グループホーム）については、利用者は全体的に増加傾向です。

③ サービス見込量

令和5年度末までの利用者数の推移及び今後の1人当たりのサービス利用日数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。また、自立生活援助については、サービスの提供が可能な事業者の確保に努めます。

区 分	単 位	利用実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1
共同生活援助（グループホーム）	人	52	59	67	77	88	101
施設入所支援	人	48	45	43	43	42	42
宿泊型自立訓練	人日分	37	60	50	31	31	31
	人	2	2	2	1	1	1
地域生活支援拠点等における コーディネーターの配置	人	0	0	0	1	1	1

注1）実績値及び見込みは月当たりで算出している。

注2）令和5年度実績は、6か月分の実績から実績見込みを算出している。

(4) 相談支援

① サービスの概要

サービスの種類	内 容
計画相談支援	入院・入所している障がいのある人が、地域生活へ移行する際に計画的・包括的な支援を必要とする場合や、支給決定利用者であって複数のサービスを組み合わせて利用する必要のある障がいのある人に対して、計画的なプログラムの作成を行うサービスです。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うものです。現に地域生活を送っている障がいのある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域定着支援の提供体制の充実を図っていくことが重要です。

② サービスの利用状況

- 計画相談支援については、サービス等利用計画の作成やその後のサービス等利用計画の実施状況の把握を通じて、地域移行に関わるニーズが顕在化することを勘案し、計画的な地域移行支援の提供体制の充実を図る必要があります。
- 地域移行支援については、現在は利用者がいない状態であるため、サービスの周知を進めていく必要があります。

③ サービス見込量

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援体制の構築は不可欠であることから、適切なサービスの利用に向けた定期的な計画相談を行う必要があります。また、地域移行支援・地域定着支援については、令和5年度までの各サービスの利用実績や地域生活への移行利用等を勘案し、見込量を設定しています。

区 分	単 位	利用実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	94	96	107	119	132	147
地域移行支援	人	0	0	0	0	1	1
地域定着支援	人	1	1	1	1	1	2

注1) 実績値及び見込みは年当たりで算出している。

注2) 令和5年度実績は、6か月分の実績から実績見込みを算出している。

(5) 障害児通所支援・障害児相談支援

子ども・子育て支援法に定められている「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならぬ」という理念に基づき、障害児福祉計画における障がい児支援においても「茨城県子ども・子育て支援事業計画」及び「茨城県子ども・子育て支援事業支援計画」と調和が保たれたものとする必要があります。

よって、障がい児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図るとともに、教育・保育等の利用状況も考慮しながら、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援を確保していきます。

また、障がい児の早期発見、支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図ることも重要です。

そして、共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を障がい児及びその家族に対して身近な場所で提供する体制を構築していきます。

① サービスの概要

サービスの種類	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	平成30年度から開始されたサービスで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

② サービスの利用状況

- 障害児通所支援については、障害児通所支援施設の拡充とともに、重症心身障がい児など医療的ケアが必要な障がい児に対する支援の基盤整備の強化や福祉、医療、教育などの連携による総合的な支援体制の構築が重要となります。
- 特に児童発達支援については、サービス利用人数が増加していますが、さらに5歳児検診を行う等の取組を行っているため、増加することが予想されます。
- また、放課後等デイサービスについては、増加傾向であり、児童発達支援と同様、さらに増加することが考えられます。
- 障害児相談支援については、実績値が計画値を上回っているため、増加傾向で見込みます。

③ サービス見込量

令和5年度末までの利用者数の推移及び今後の1人当たりのサービス利用日数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。また、居宅訪問型児童発達支援については、サービスの提供が可能な事業者の確保を図ります。

区 分	単 位	利用実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	125	158	173	190	209	229
	人	15	19	23	28	33	40
放課後等デイサービス	人日分	477	553	578	605	632	661
	人	34	39	42	45	48	52
保育所等訪問支援	人日分	0	0	3	3	4	5
	人	0	0	3	3	4	5
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	1
	人	0	0	0	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	1
	人	0	0	0	0	0	1
障害児相談支援	人	11	12	15	18	22	27
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1	1	1	2

注1) 実績値及び見込みは月当たりで算出している。

注2) 令和5年度実績は、6か月分の実績から実績見込みを算出している。

注3) 「人日分」とは、「人日分」＝「月間の利用人数」×「一人1月当たりの平均利用日数」

3 地域生活支援事業の必要量の見込

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。町の事業としては、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、任意事業が挙げられます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

区 分	利用実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	有	無	無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

区 分	利用実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業(実施の有無)	無	有	有	有	有	有

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービスなどの必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連携し、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

相談支援事業は、障がいのある人等、とりわけ重度の障がいのある人等が地域において自立した日常生活・社会生活を営むためには、重要な役割が期待されます。地域相談支援や障がい福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

区 分	利用実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業(実施の有無)	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業(実施の有無)	無	無	無	無	無	有

(4) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援制度

権利擁護の推進の取組として、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人、精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を促進し、利用方法等の周知を図るとともに、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成するサービスです。また、日常生活自立支援事業等関連事業の周知と成年後見人の養成をはじめとする人的支援の仕組みづくりに努めます。

さらに、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを検討していきます。

区 分	単位	利用実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業 (実利用件数)	件	1	2	2	2	2	2
成年後見制度法人後見支援制度 (実施の有無)	—	無	無	無	無	無	有

注1) 実績値及び見込みは年当たりで算出している。

注2) 令和5年度実績は、6か月分の実績から実績見込みを算出している。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚障がいや言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がいのある人に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障がいのある人とその周りの人の意思疎通を円滑なものにします。

毎年10人弱の利用登録者があり、手話通訳派遣事業が増加傾向にあります。茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」と連携し利用促進を図ります。

区 分	単位	利用実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (実利用件数)	件	27	46	38	45	52	60

注1) 実績値及び見込みは年当たりで算出している。

注2) 令和5年度実績は、6か月分の実績から実績見込みを算出している。

(6) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人・子どもであって当該用具を必要とする者を対象に、日常生活に必要な用具を給付又は貸与するサービスです。

排せつ管理支援用具は増加の傾向にあります。制度の周知とともに、日常の生活に必要な給付を行い、福祉の向上に努めます。

区 分	単位	利用実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護訓練支援用具	件	0	4	4	4	5	5
② 自立生活支援用具	件	3	3	2	2	3	3
③ 在宅医療等支援用具	件	2	7	4	5	5	6
④ 情報・意思疎通支援用具	件	15	12	13	14	14	15
④ 排せつ管理支援用具	件	1,064	1,026	1,172	1,200	1,230	1,260
⑥ 在宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	0	1	1	1

注1) 実績値及び見込みは年当たりで算出している。

注2) 令和5年度実績は、6か月分の実績から実績見込みを算出している。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

区 分	単位	利用実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人	5	9	5	6	6	7

注1) 実績値及び見込みは年当たりで算出している。

注2) 令和5年度実績は、6か月分の実績から実績見込みを算出している。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、複数での利用の支援などへの対応を図り、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の支援を提供します。

登録事業所数は増加していますが、令和5年度の利用者数は11人で横ばいです。利用のニーズもあることから、今後も制度の周知を図り、障がいのある人の社会参加のための移動支援の充実が必要です。

区 分	単位	利用実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	11	12	11	12	12	13
延べ利用時間数	時間	436	469	400	460	460	510

注1) 実績値及び見込みは年当たりで算出している。

注2) 令和5年度実績は、6か月分の実績から実績見込みを算出している。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体・知的・精神に障がいがある人が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

地域活動支援センターは、広域事業所3施設において事業を実施しています。

区 分	単 位	利用実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施か所数	か所	3	3	3	3	3	4
実利用者数	人	8	8	8	9	9	12

注1) 実績値及び見込みは年当たりで算出している。

注2) 令和5年度実績は、6か月分の実績から実績見込みを算出している。

(10) その他の事業（任意事業）

① 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な重度の身体障がいのある人に、移動浴槽車又は居宅の浴槽において入浴サービスを行うことにより、健康管理を図ることを目的としています。

訪問入浴サービスは、令和5年度は8人の登録者がおり、延べ700回近い利用状況となっており、今後も事業の充実を図ります。

区 分	単 位	利用実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	回	634	722	690	745	840	937
実利用者数	人	8	9	8	9	10	11

注1) 実績値及び見込みは年当たりで算出している。

注2) 令和5年度実績は、6か月分の実績から実績見込みを算出している。

② 日中一時支援事業

障がいのある人・子どもの日中における活動の場を確保し、就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を図ります。

日中一時支援事業は、毎年40人前後の利用者があり、年間延べ1,000日以上利用されてきました。今後も事業の充実を図ります。

区 分	単 位	利用実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数	日	1,908	1,604	1,072	1,070	1,050	1,050
実利用者数	人	45	40	39	39	38	38

注1) 実績値及び見込みは年当たりで算出している。

注2) 令和5年度実績は、6か月分の実績から実績見込みを算出している。

③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人に対し、普通自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する経費の一部を補助し、社会参加の支援をします。

自動車免許取得・改造費の助成制度は、利用実績は少ないですが、障がいのある人が社会復帰等の促進を図るため今後も制度の周知を図ります。

区分	単位	利用実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得	人	0	0	0	1	1	1
自動車改造助成事業	人	0	0	1	1	1	1

注1) 実績値及び見込みは年当たりで算出している。

注2) 令和5年度実績は、6か月分の実績から実績見込みを算出している。

④ 福祉タクシー利用券の交付事業

重度の心身障がいのある人に対し、福祉タクシー利用料金の一部を助成することにより、社会生活圏の拡大を図ります。

障がいのある人の福祉タクシー利用件数は増加傾向にあります。今後も制度の周知を図り、障がいのある人の社会生活を支援していきます。

区分	単位	利用実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	件	220	303	305	313	321	329
実利用者数	人	24	24	26	26	27	28

注1) 実績値及び見込みは年当たりで算出している。

注2) 令和5年度実績は、6か月分の実績から実績見込みを算出している。

4 サービス見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

重度・重複障がいのある人を含め、障がいのある人が安心して地域移行ができるまちづくりを推進するため、今後利用ニーズの増加が見込まれます。

このため、サービス提供事業者に対し、必要な情報を提供し、サービスへの参入を促進するなど、サービスの供給体制と量を確保するとともに、各種研修会参加や専門的な人材の確保等、サービスの質的向上を図るよう働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

障がいのある人の地域生活を支援するため、その状況やニーズに応じた適切な日中活動の場を確保することに努めます。

このため、サービス事業者に対して必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入もできるように努めます。

また、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援については、広域的な連携の中で必要なサービスが確保できるよう努めるとともに、関係機関や団体と連携し雇用先の確保や継続的な就労のための支援に努めます。

(3) 居住系サービス

施設から地域生活への移行を推進するため、今後の利用ニーズの増加に応じた共同生活援助事業者の確保を図り、基盤整備が円滑に進むよう支援する必要があります。

このため、必要な情報提供により民間事業者の参入を促進するとともに、計画的に基盤整備を進めるためには、地域社会の理解が不可欠なことから、町民に対して障がいについての理解を深めるための啓発活動に努めます。

(4) 相談支援

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援体制の構築は不可欠であることから、適切なサービスの利用に向けた定期的な計画相談を行う必要があります。

本町では、計画相談事業所が少ないことが課題です。利用者がスムーズに計画相談支援を受けられるよう事業者の参入を働きかけます。

また、医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、地域移行支援・地域定着支援の普及を図ります。

(5) 障害児通所支援・障害児相談支援

障害児通所支援については、利用ニーズは増加傾向にあるため、子ども・子育て支援等の利用を希望する場合には、その希望に沿った利用ができるよう支援します。

障害児相談支援については、地域の課題として、障害児相談支援事業所が不足しているという問題がある一方で、基本的には全ての利用者が当サービスを受給することが望ましいため、障害児相談支援事業所と相談しながら、引き続き新規利用者に対して、障害児相談支援の利用を促します。

また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成に努めます。

(6) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、相談支援事業をはじめ、移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業などの提供を行います。

移動支援事業、意思疎通支援事業のサービス量を確保するためには、サービスを提供するガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記者などの人材の確保を図ることが特に重要であり、サービスに必要な人材育成を支援するほか、各種事業の効果的、効率的な運用を図ります。また、日常生活用具給付等事業は、生活用具に関する対象品目の充実等に努めます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の強化

本計画の内容は町行政の広範な分野にわたっていることから、福祉・保健の分野を中心に関係各課による庁内の推進体制を確立し、計画の効果的な推進を図ります。

(2) 国・県・近隣市町村との連携

成年後見制度の利用促進事業や地域活動支援センターの設置等については、近隣市町村と連携をして事業を行っています。広域的な対応が望ましい事業や、より大きな課題については、引き続き国・県・近隣市町村との連携を図りながら総合的な計画の推進を図ります。

(3) 関係団体との連携との連携

社会福祉協議会や関係団体との連携を密にし、地域ぐるみの福祉活動や町民主体のサービス提供体制の充実を図ります。

(4) 地域の人材の活用と養成

障がいのある人の自立を支援するために、地域の施設、医療機関等の人材を積極的に活用するなど連携・協力の体制を密にするとともに、福祉や保健・医療の担い手となる人材の養成に努めます。

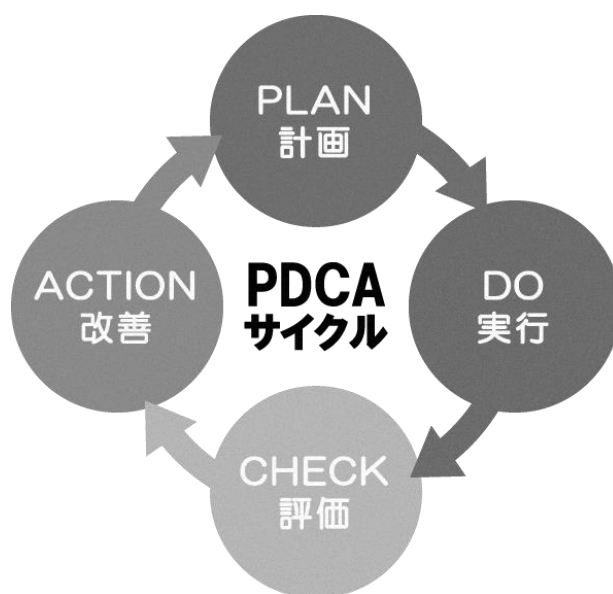
(5) ボランティア団体等の育成

障がいのある人の多様な活動ニーズに対応できるよう、点訳や手話などの専門ボランティア・図書館での朗読ボランティアの確保と育成に努めるとともに、活動の促進を図ります。

2 計画の進行管理

計画の効果的な推進を図るためには、計画の進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて見直しや対策を講じていく必要があります。このため、PDCAサイクルを導入し、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、分析・評価を基に新たな課題などが生じた場合には、計画の変更や必要な措置を講じます。

また、障がい福祉サービスや相談支援の充実、障がいのある人の地域移行や就労移行を促進することも重要であり、「自立支援協議会」を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進します。



参考資料

1 茨城町障害者基本計画等策定委員会設置要綱

令和5年11月16日

要綱第53号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく障害児福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、茨城町障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する調査及び研究
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- (3) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (4) その他町長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該計画の策定が終了するまでとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて委員を補充することができる。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において行う。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

2 茨城町障害者基本計画等策定委員会委員名簿

委員名	区分
檜山 太一	社会福祉法人茨城補成会 理事長
武藤 栄光	民生委員児童委員協議会会長
荻津 和良	身体障害者福祉協議会（ひまわり会）会長
高須 静子	心身障害児者支援父母の会（青空の会）会長
河野 昭夫	ボランティアの会会長
有波 三千晴	有波歯科医院院長（茨城町障害支援区分認定審査会会長）
久米 亮太	茨城町地域自立支援協議会会長
田山 香代子	公益財団法人報恩会 石崎病院（精神保健福祉士）
高野 雪枝	健康増進課 保健師

3 計画の策定スケジュール、策定経緯について

	令和5年度									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 障がい者の現状把握		■	■	■						
2 アンケート調査の実施、 結果の分析		■	■	■	■					
3 現行計画の評価・ 課題の整理				■	■	■	■			
4 サービス量の推計						■	■	■		
5 計画骨子案・素案の作成・ 修正、計画書とりまとめ						■	■	■	■	■
6 パブリックコメント									■	
7 計画策定委員会						30日		23日		25日

茨城町第4次障害者基本計画
茨城町第7期障害福祉計画
茨城町第3期障害児福祉計画

<発行年月>令和6年3月

<編集・発行>茨城町 保健福祉部 社会福祉課

〒311-3192

茨城県東茨城郡茨城町小堤 1080

電話番号:029-292-1111(代表)

町ホームページ <https://www.town.ibaraki.lg.jp/index.html>